

大規模広域災害における物資集積・配送マニュアル

平成 25 年 3 月

関西広域連合広域防災局

目次

第1章 大規模広域災害における物資集積・配送マニュアル策定の目的	1
第2章 災害救援物資に係る他の広域的な計画との関係	
第1 東南海・南海地震応急対策活動要領	2
第2 東南海・南海地震等の想定地域における民間の施設・ノウハウを活用した災害に強い物流システムの構築に関する協議会で策定する物流計画	2
第3章 関西防災・減災プラン（地震・津波災害対策編）における位置づけ	
第1 救援物資の備蓄、集積・配送体制の構築	3
第2 広域連合の役割	3
第3 物資需給調整の流れ	5
第4章 大規模広域災害における物資集積・配送マニュアル	
大規模広域災害における物資集積・配送マニュアル整理表	9
各府県の窓口	10
第1 大規模広域災害における物資集積・配送マニュアルの位置付け	11
第2 近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定等と大規模広域災害における物資集積・配送マニュアルの関係	11
第3 関西広域応援・受援実施要綱で定める事務手順	12
（1）連絡調整方針	12
（2）対象とする災害	12
（3）応援・受援の手順	13
基本方針	13
応援の内容	13
フォーメーション	14
オペレーション	15
第4 具体的な事務内容	
（1）被災府県の対応	20
支援ニーズの把握	
ア 市町村の避難所開設状況の把握、県への応援要請の受理	20
イ 避難所における物資等の状況把握	20
ウ 被災市町村で確保できる必要物資等の把握	20
エ 必要物資（品目・数量等）の算出	21
関西広域連合・応援府県等への応援要請	
ア 応援要請	22
イ 応援に係る経費の負担等	22
ウ 応援に係る経費の請求	23

物資集積・配送拠点の開設運営	
ア 広域防災拠点の開設、被害状況確認	24
イ 広域防災拠点の供給可能物資等備蓄状況の確認	24
ウ 広域防災拠点の開設	24
エ 物資の種類と保管方法	27
オ 情報に基づく物資の受入・仕分・払出し方法	27
カ 流通備蓄	33
キ 被災府県内の道路、港湾、ヘリポート等の被害程度の把握	33
ク 民間事業者（運輸会社、倉庫会社）の活用	33
ケ 輸送手段についての検討、連絡調整	33
コ 災害派遣等従事車両証明の取扱い	34
サ 緊急通行車両確認標章の交付	34
(2) 応援府県の対応	36
物資の提供	
(1) 被災府県の対応、 を参照	36
応援計画の作成及び連絡	
ア 応援実績の報告及びとりまとめ	36
イ 応援に係る経費の負担等	36
ウ 応援に係る経費の請求	36
輸送手段の確保	
(1) 被災府県の対応 を参照	36
輸送に伴う諸手続	
(1) 被災府県の対応 を参照	36
(3) 関西広域連合の対応	37
応援の割り当て	37
物資調整チームの設置	38
応援の実施	38
物資の需給調整	38
物資配送システムの確立及び広域輸送ルートの確保	38
応援実績のとりまとめ及び公表	39
(4) 様式	40
様式1 (危機名称)における関西府県の体制及び被害状況	41
様式2-1 応援要請書	42
様式2-2 応援要請内訳書1(職員の派遣)	43
様式2-3 応援要請内訳書2(物資・資機材の提供)	44
様式2-4 応援要請内訳書3(その他)	45
様式3 応援計画書	46
様式4-1 応援実績報告書1(職員の派遣)	47
様式4-2 応援実績報告書2(物資・資機材の提供)	50
様式4-3 応援実績報告書3(避難者等の受け入れ)	51

様式 5	(災害等の名称)について(報道発表資料)・・・・・・・・・・	52
様式 6	避難所情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
様式 7	被災市町村で確保できる必要物資・資機材・・・・・・・・	56
様式 8	被災市町村必要物資(品目・数量)算出表・・・・・・・・	57
様式 9	広域防災拠点の開設、被害状況確認・・・・・・・・	58
様式 10	広域防災拠点 供給可能物資・資機材備蓄状況の確認表	59
様式 11	広域防災拠点の開設指示表・・・・・・・・・・・・・・・・	60
様式 12	作業要員受付名簿(参考)・・・・・・・・・・・・・・・・	61
様式 13	受入物資管理票・・・・・・・・・・・・・・・・	62
様式 14	入出管理簿・・・・・・・・・・・・・・・・	63
様式 15	調達物資管理集計表・・・・・・・・・・・・・・・・	64
様式 16	義援物資管理集計表・・・・・・・・・・・・・・・・	65
様式 17	義援物資受付簿・・・・・・・・・・・・・・・・	66
様式 18	払出物資管理票・・・・・・・・・・・・・・・・	67
様式 19	流通備蓄の把握状況表・・・・・・・・・・・・・・・・	68

第1章 大規模広域災害における物資集積・配送マニュアル策定の目的

関西から新時代をつくることを目的に、関西の2府5県が結集し、平成22年12月1日、関西広域連合が発足した。また、平成24年4月より大阪市、堺市、平成24年8月には、京都市、神戸市が正式に加入した。府県域を越える広域連合として、全国初の取り組みであり、府県域を越える広域課題に取り組むことはもとより、地方分権の突破口を開き、わが国を多極分散型の構造に転換することをめざしている。

防災分野については、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市が構成府県市として参画し、災害発生時の広域応援体制の強化、関西広域応援訓練の実施、防災分野の人材育成などと並び、救援物資の備蓄等の検討・実施を主な事務として掲げている。

東日本大震災においても、災害発生直後から、カウンターパート方式を打ち出し、迅速な物資の提供や要員の派遣を行うなど、機動的で責任ある支援を実施した。

数多くの支援の中、直接、被災者の生命・健康に関わる食糧、飲料水、衣類、生活必需品等の支援物資に関しても、各構成府県の備蓄物資から取り崩したうえ送付し、また、企業・府県民等から提供を受けた支援物資も取りまとめて送付するなど被災地・被災者への支援につながった。

しかし、災害発生から相当期間経過しても、被災状況や支援ニーズの把握が困難で、受入調整に時間を要したこと、交通の遮断、燃料の不足、避難所等への配給システムの機能不全など、物資流通に多くの課題が生じたこと、物資集積所の容量不足から全国からの支援物資で倉庫が満杯状態になったことなどの課題も見受けられた。

こうした教訓は、今後、関西圏域で発生が予測されている南海トラフ巨大地震等の大規模広域災害発生時に生かされなければならない。

このため、関西広域連合及び構成団体が、連携県、市町村及び関係機関・団体と連携し、効率・効果的に物資にかかる応援・受援を行うことができるよう、その具体的な事務の内容、手順をマニュアル化するものである。

1 構成団体、構成府県、構成市

関西広域連合は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県並びに京都市、大阪市、堺市及び神戸市の7府県4市により構成されるが、「広域防災」事務については、鳥取県を除く6府県4市が参加している（平成25年3月現在）。

このため、特に注釈がない場合、本文中の「構成団体」は6府県4市、「構成府県」は6府県、「構成市」は4市のことをいう。

2 連携県

特に注釈がない場合、鳥取県並びに関西広域連合の連携団体である福井県、三重県及び奈良県の4県をいう。

3 大規模広域災害

被害が複数の都道府県にまたがり、または単独の都道府県でも被害の規模が甚大で、広域的な対応が必要とされる災害をいう。

4 関西圏域

構成府県及び連携県の区域をいう。

5 応援団体

被災していない構成団体及び連携県又は被災の程度が軽微で被災団体を応援する構成団体及び連携県をいう。

第2章 災害救援物資にかかる他の広域的な計画との関係

第1 東南海・南海地震応急対策活動要領

中央防災会議においては、「東南海・南海地震対策活動要領」を平成18年4月に決定し、そのなかで物資の調達についても定められている。

これによれば、

- ・ まず、消防庁が被災していない地方公共団体の備蓄物資から調達し、それによっても不足する場合は、関係省庁（厚生労働省、農林水産省及び経済産業省）が業界団体を通じて調達すること
- ・ その際に、遠隔輸送をできるだけ避けるため、被災地までの距離を勘案して調達すること
- ・ 和歌山県が災害発生後、1週間の間に必要となる食糧は、調理不要食品や簡易調理食品で405万8千食となること
- ・ 地方公共団体の備蓄や関係企業の在庫は変動するため、計画内容は定期的に見直すことなどとされている。

関西防災・減災プランは、東南海・南海地震だけでなく、内陸部の直下型地震など、大規模広域災害全てを想定している。本マニュアルは、関西防災・減災プランに基づき策定するものであるが、「東南海・南海地震対策活動要領」との整合を図ることも必要である。

一方、国においては、東日本大震災の発生を踏まえ、南海トラフの巨大地震について、新たな被害想定を行うとともに、新たな立法が検討されており、今後、「東南海・南海地震対策活動要領」を含めた全般的な災害対応の見直しが行われることが予想されることから、その内容が明らかに成り次第、本マニュアルの修正を行うこととする。

第2 東南海・南海地震等の想定地域における民間の施設・ノウハウを活用した災害に強い物流システムの構築に関する協議会で策定する物流計画

(1) 標記協議会の設立の経緯及び構成

東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日東日本大震災復興本部決定）において、「類似災害に備えての倉庫、トラック、外航・内航海運等の事業者など民間のノウハウや施設の活用」などソフト面を重視した災害ロジスティックの構築が謳われたことを踏まえ、国土交通省が有識者からなるアドバイザリー会議を開催した。その中で、とりまとめられた「支援物資物流システムの基本的な考え方」を踏まえ、今後、大規模災害の発生が想定される地域において、民間の施設やノウハウを活用した災害ロジスティックを構築するため、平成23年12月16日にこの協議会が設置され、平成23年度に民間の倉庫を広域物資拠点（1次集積地）として選定し、国庫補助金を活用し、非常用発電設備、非常用通信設備を整備した。

この協議会の構成メンバーには、国土交通省近畿運輸局を事務局として、関西広域連合構成団体、連携県、各府県のトラック協会、倉庫協会、運輸各社などが名を連ねている。

(2) 今後の対応

平成24年度も引き続き協議会は継続し、府県と物流関係団体との協定締結の促進、民間物資拠点における非常用発電・通信装置の設置の促進、広域物資拠点・民間物資拠点における訓練シナリオの作成及び訓練の実施、民間物資拠点候補リストの更新、ブロック内の連絡体制の整備、物流計画の作成を検討課題とされていることから、この「物流計画」と「本マニュアル」は整合性がとれたものとする。

第3章 関西防災・減災プラン（地震・津波災害対策編）における位置づけ

記載内容は関西防災・減災プラン（地震・津波災害対策編）より抜粋

第1 救援物資の備蓄、集積・配送体制の構築

【プランの地震・津波災害対策編 災害への備え 2 防災・減災事業の展開（1）災害対応体制の整備 に位置づけ】

広域連合は、災害発生時に必要となる食料等救援物資の備蓄、集積・配送体制を整備する。

（1）物資集積・配送マニュアルの策定

広域連合は、大規模広域災害発生時において、構成府県や全国から送付される物資の受入れ、迅速な仕分け、輸送手段・ルート等の確保の手法等を定めた物資集積・配送マニュアルを策定する。

併せて、倉庫、トラック等の事業者など民間のノウハウや施設などを活用できる仕組み、さらにボランティア・NPOとの連携についても検討を行う。

また、輸送ルートの確保に関しては、救援物資のみならず応援要員の派遣や避難者の搬送も含め、陸上輸送ルートが確保できない場合の代替ルートとして、海運・航空事業者、空港・港湾管理者と緊急輸送にかかる協定の締結や自衛隊や海上保安庁と調整を行うなど海路・空路を活用した輸送ルートの確保を図る。

（2）備蓄計画の策定

広域連合は、大規模広域災害発生時における関西全体の備蓄の基本的な考え方、必要備蓄物資の品目、備蓄量、備蓄場所等を定めた計画を策定する。

併せて、仮設シャワーや空調設備、各種燃料類や医薬品など備蓄になじまない物資について、企業や業界団体等との協定に基づく流通備蓄の活用等を検討する。

第2 広域連合の役割

【プランの総則編 広域連合の役割 に位置づけ】

広域連合は、大規模広域災害が発生した際には、関西圏域内の応援・受援の調整、全国からの応援に対する受援の調整、及び関西圏域外への応援の調整を行う。また、平常時から、国、関係機関・団体等と連携を図るとともに、防災・減災力の向上を図るための事業の企画・実施を行う。

（1）大規模広域災害時の広域的対応指針の提示

大規模広域災害が発生した時の広域連合、構成府県の広域対応指針を初動シナリオ、応援・受援シナリオ、復旧・復興シナリオにより提示する。

初動シナリオ

情報収集、緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣、災害対策（支援）本部の設置、現地支援本部等の設置など

応援・受援シナリオ

救援物資の需給調整、応援要員の派遣・受入調整、広域避難の受入調整など

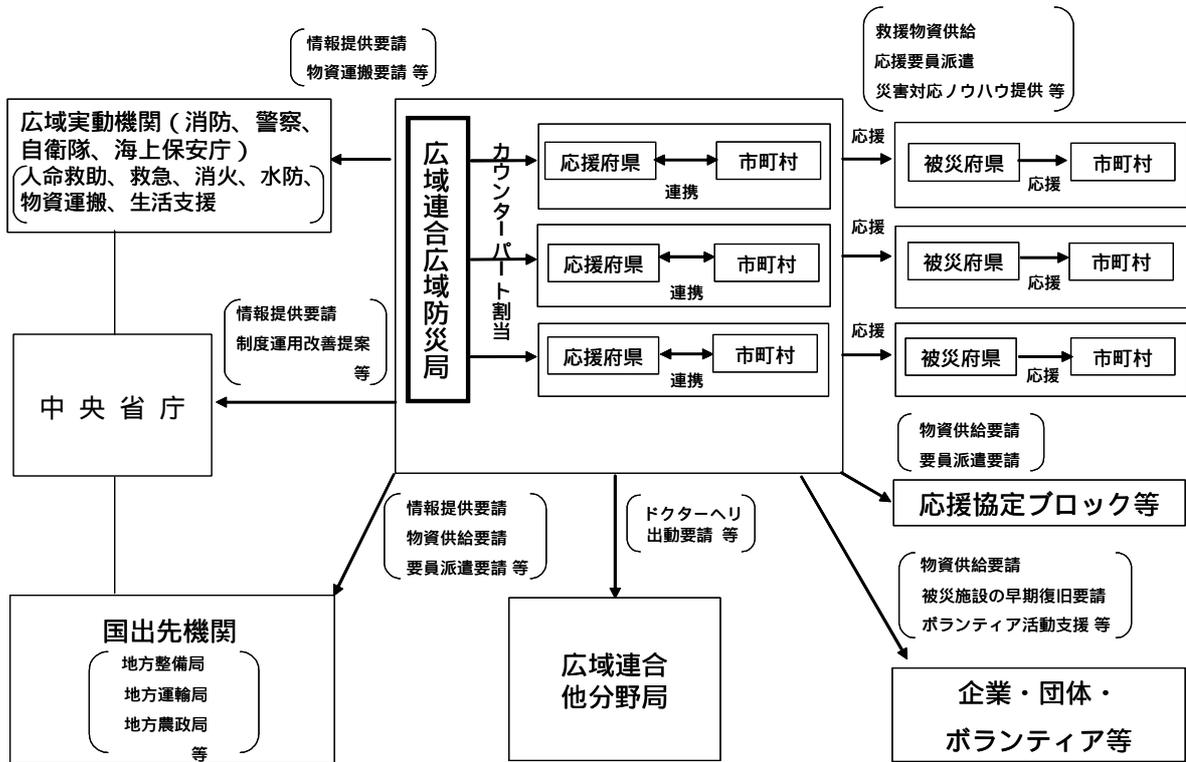
復旧・復興シナリオ

復興戦略の策定、被災自治体の復興業務への支援など

(2) 応援・受援の調整

災害の規模が大きく、被害が甚大で被災府県・市町村だけでは対応できない場合において、国や関係機関・団体等と連携を図りながら広域連合が構成府県内外の広域的な応援・受援の調整を行い、関西が一体となって災害対策を実施する。

国、広域連合、府県、市町村等の連携



(3) 災害情報の共有、情報の発信

大規模広域災害の発生時に、広域連合は、構成府県、連携県及び国・関係機関と連携を図り、被害に関する状況、応急対策に関する状況などの情報収集を行う。整理・集約した情報については、遅滞なく構成府県及び連携県に情報提供を行うとともに、構成府県及び連携県と連携し、府県民に対して被害の状況や広域連合・構成府県・連携県の対応、被災住民の行動についてのメッセージ等を発信する。

(4) 災害に備えるための事業の企画・実施

大規模広域災害が発生した際、迅速かつ的確に対応できるよう平常時から、国、関係機関・団体等と連携するとともに、広域応援訓練、防災人材育成事業・減災対策の普及啓発などの防災・減災事業を企画・実施する。

第3 物資需給調整の流れ

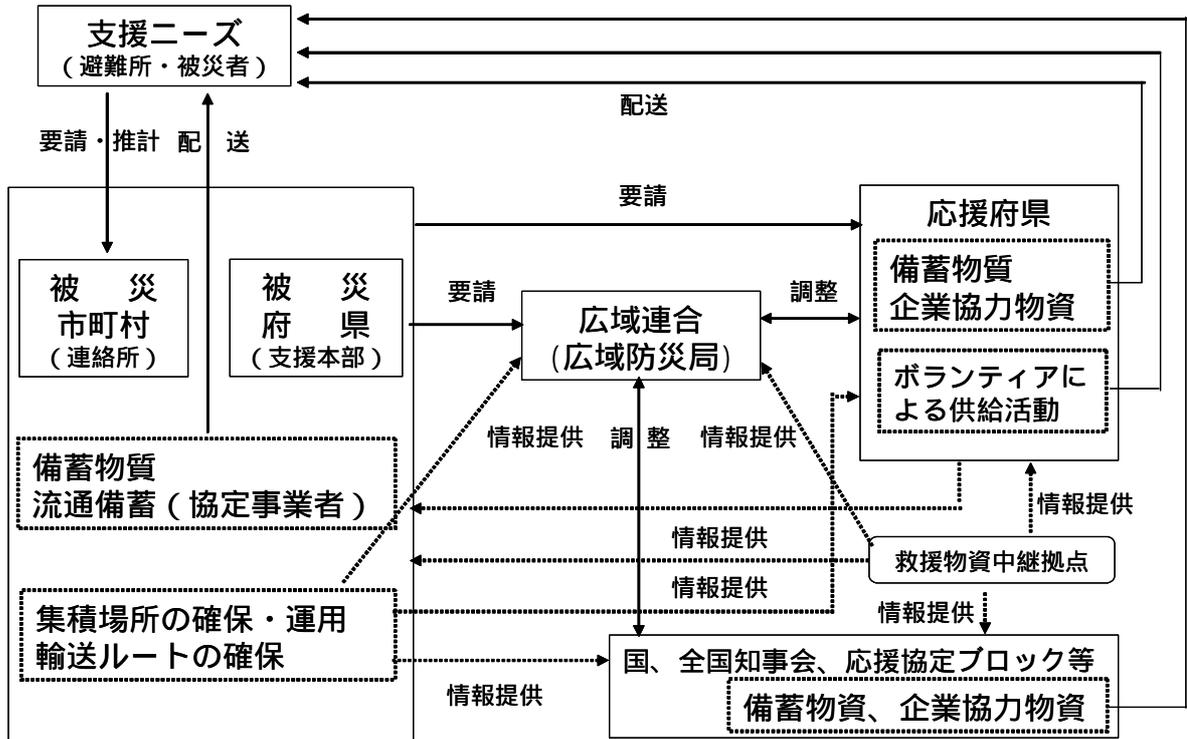
【プランの地震・津波災害対策編 災害への対応 2 応援・受援シナリオ

2-4 救援物資の需給調整 に位置づけ】

救援物資のニーズは、時間の経過とともに変化する。災害発生直後には、生活のための最低限必要な水・食料・毛布等の物資について、たとえ過剰となっても不足にはならないよう供給する必要がある。避難所での生活に一定の落ち着きが生じる時期には、その生活状況の改善に向けた物資をきめ細かく供給することが求められる。

物資の支援は原則としてカウンターパート割当府県が責任を持って行うものとするが、広域連合は、適時適切に被災自治体のニーズやカウンターパート割当府県の状況を把握し、構成府県・連携県間の調整を行うとともに、円滑な支援が行われるよう輸送環境等の整備に努める。

< 救援物資需給調整の流れ >



【災害時期ごとに必要とされる救援物資】

時期	必要とされる物資例
緊急対応期 (概ね3日まで)	化米、レトルト食品、毛布、ブルーシート、仮設トイレ、飲料水、乳幼児用粉ミルク、アレルギー食、介護食、水分補給ゼリー、流動食、ほ乳瓶、ほ乳瓶消毒剤、ほ乳瓶消毒容器、紙おむつ(大人用・子供用)、おしりナップ、生理用品、パーティション、消毒薬 等
応急対応期(避難所期)	炊き出し用食材、大鍋、アレルギー食、介護食、水分補給ゼリー、流動食、下着、マット、洗面用具、トイレ清掃道具、ベビーカー、医薬品、マスク、本、漫画、化粧水、乳液 等
(季節に応じて)	防寒着、夏物衣料、ストーブ、扇風機、蚊取り線香、殺虫剤、網戸 等

【東日本大震災において企業等から提供又は調達した物資の例】

区分	物資例
飲食物	飲料水、火を使わないで食べられる食料、離乳食、高齢食
衛生用品	大人用おむつ、生理用品、マスク
小児用	子供用おむつ、乳幼児粉ミルク、ほ乳瓶、ほ乳瓶消毒剤、ほ乳瓶消毒容器
衣料	防寒着、夏物衣料、下着
災害用資機材	ブルーシート、土のう袋、飲料用ポリ袋、避難所用パーティション
その他	石油、運送サービス

(1) 被災府県の対応

応援要請

被災府県は、災害規模、被害程度等から、救援物資の調達に関し、物資支援の必要性について判断を行い、応援府県又は広域連合に応援要請を行う。

被災地内輸送ルートの確保

被災府県は、道路管理者等と調整し、輸送ルートの確保を図る。

物資集積・配送拠点の開設・運営

被災府県は、物資集積・配送拠点を開設する。

また、その運営については、必要な物資がすみやかに被災者に行き渡るよう倉庫業者・宅配業者さらにはボランティアの協力が得られるよう努める。

避難所まで物資が行きわたる仕組みづくり

被災府県は、被災者・避難所に関する情報、被災者が求める物資の内容・量・タイミングに

関する情報等を被災市町村や宅配業者・ボランティア等の関係者間で共有し、避難所まで物資が行き渡る仕組みを構築する。

なお、この場合において、在宅被災者にも留意する必要がある。

(2) 広域連合・応援府県の対応

物資調整班の設置

広域連合は、救援物資の調達に関し、広域応援の必要がある場合は、災害対策（支援）本部事務局に物資調整班を設置する。物資調整班は、被災地のニーズに沿った迅速な救援物資の調達・配送が適切に実施されるよう、構成府県・連携県、国、全国知事会等との間で調整する。

緊急物資の需給調整

応援府県は、被災府県からの応援要請に基づき、若しくは自ら必要と判断した場合には、備蓄物資を拠出する。

また、流通備蓄で対応する物資に関しては、協定締結先の事業者・業界団体等に連絡を行い、物資の確保・送付を行う。

広域連合は、必要に応じ被災府県と応援府県との調整を行う。

国・関係機関等との連絡・調整

ア 物資の融通

応援府県は、自府県や流通備蓄で必要な物資の確保が困難な場合は、広域連合を通じ、他の構成府県及び連携県、協定等を締結している他ブロック、国、全国知事会などと連絡・調整を行い、必要な物資の確保を行う。

なお、この場合においてカウンターパート方式により同一府県を応援する府県との連絡・調整を優先する。

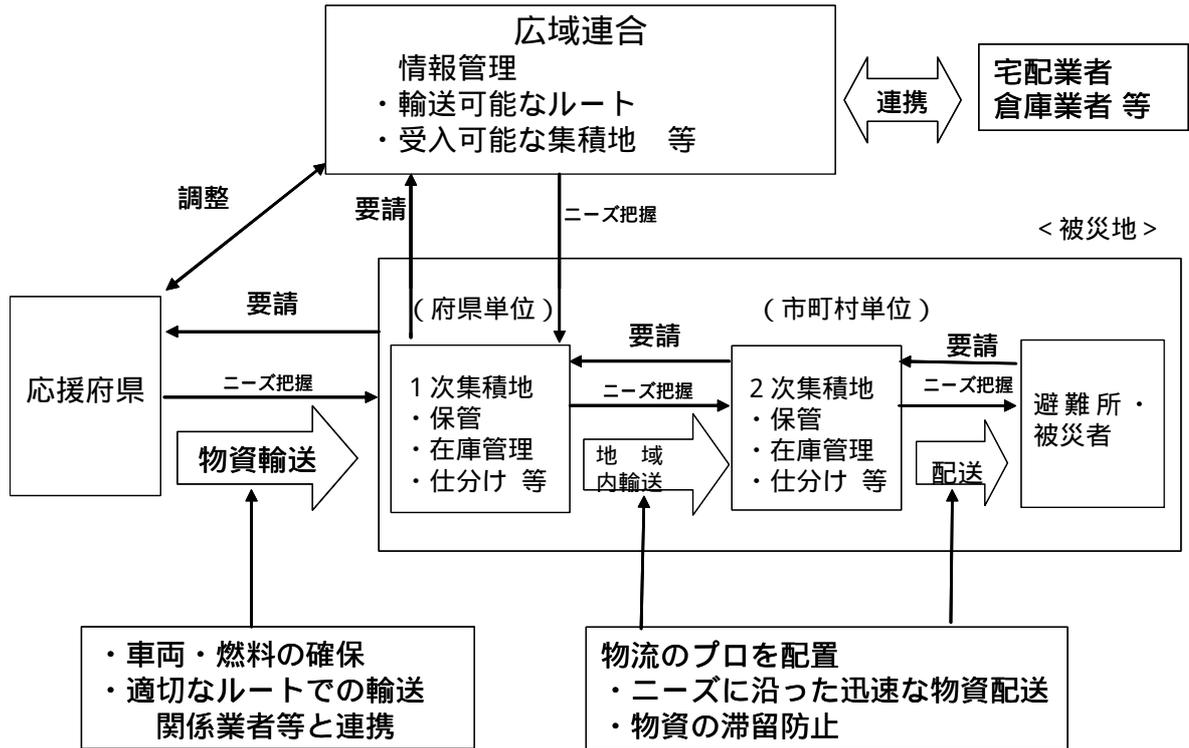
イ 救援物資配送システムの整備

広域連合、応援府県、被災府県は、被災地・被災者が求める物資を迅速かつ的確に把握することができる相互の情報伝達ルートを整備する。

また、広域連合及び応援府県は、宅配業者や倉庫業者等と連携し、集積地等に物流のプロを配置することにより、被災地のニーズに沿った迅速な物資配送及び物資の滞留を防ぐ配送システムの整備に努める。

さらに、ガソリン不足により輸送に支障が生じるときには、広域連合は、事業者や国に対してガソリンを確保し供給するよう要請する。

フロー図



輸送手段の確保

応援府県は、トラック協会、宅配業者などとの調整により輸送手段を確保する。なお、陸上輸送ルートが確保できない場合の代替ルートとして、海運・航空事業者、空港・港湾管理者、自衛隊や海上保安庁と調整を行うなど海路・空路を活用した輸送ルートの確保を図る。

道路規制当局（警察・道路管理者）との調整による輸送ルート確保

応援府県は、各輸送手段の規制当局との調整を通じ、輸送ルートを確保する。

応援実績の報告

応援府県は、応援実績について、広域連合に報告するとともに、広域連合はその情報をとりまとめて定期的に公表する。

救援物資中継拠点の開設・運営

広域連合は、必要に応じ、被災地以外に全国からの救援物資中継拠点の設置の調整を行い、救援物資中継拠点を設置した府県と連携して、中継拠点の運営を行う。

なお、救援物資中継拠点の運営にあたっては、必要な物資がすみやかに被災者に行き渡るよう倉庫業者・宅配業者さらにはボランティアの協力を得て行う。

第4章 大規模広域災害における物資集積・配送マニュアル整理表

項目	被災市町村	被災府県	応援府県	広域連合
施設等	二次集積拠点(市町村設置の場合)(P8) 備蓄倉庫(P8) 避難所(P8)	広域防災拠点(一次集積拠点)(P24～26) “(二次集積拠点、府県設置の場合)	広域防災拠点(P24～26)	
物資等	備蓄物資(現物及び流通)(P21) 備蓄物資の払出し、流通備蓄物資の調達	備蓄物資(現物及び流通)(P21、P27～31) 備蓄物資の払出し、流通備蓄物資の調達	備蓄物資(現物及び流通)(P21、P27～31) 備蓄物資の払出し、流通備蓄物資の調達	救援物資(調整のみ)(P37)
組織等	市町村災害対策本部	府県災害対策本部(P24～32) 物資担当班 府県における備蓄・調達・義援物資の全体把握・管理業務 広域防災拠点管理室(一次集積拠点)(P24～32) ・広域防災拠点担当 拠点施設における物資の総合的な管理、府県災害対策本部との連絡調整業務 ・受入担当 拠点施設へ受入れる物資の管理業務 ・仕分け担当 拠点施設へ受入れた物資の仕分け業務 ・払出担当 被災市町村への物資の払出業務 ・積み込み担当 物資の受入、払出に伴う倉庫、トラックへの積み込み業務	府県災害対策(支援)本部(P24～32) 物資担当班 府県における備蓄・調達・義援物資の全体把握・管理業務 広域防災拠点管理室(P24～32) ・広域防災拠点担当 拠点施設における物資の総合的な管理、府県災害対策(支援)本部との連絡調整業務 ・受入担当 拠点施設へ受入れる物資の管理業務 ・仕分け担当 拠点施設へ受入れた物資の仕分け業務 ・払出担当 被災府県への物資の払出業務 ・積み込み担当 物資の受入、払出に伴う倉庫、トラックへの積み込み業務	災害対策(支援)本部(P38) 物資調整チーム 構成団体、連携県間の物資、需給調整、物資送付状況の把握、企業等からの寄附対応等
人員等	民間事業者の活用(P16) 宅配業者、倉庫業者、トラック協会等の人員	民間事業者の活用(P33) 宅配業者、倉庫業者等の人員	民間事業者の活用(P33) 宅配業者、倉庫業者等の人員	
	ボランティアの活用(P16) 避難所運営へのボランティア人員	ボランティアの活用(P31) 広域防災拠点の仕分け業務等へのボランティア人員	ボランティアの活用(P31) 備蓄・調達・義援物資の仕分け業務等へのボランティア人員	
物資の把握等	物資の支援ニーズ把握(P13～16) 避難所での支援ニーズを把握し、必要物資・数量を算出する。また、協定企業等へ物資の提供要請・調達を行うとともに、足りない物資の応援要請を実施	物資の支援ニーズ把握(P20～23) 被災市町村の支援ニーズを把握し、市町村毎の必要物資・数量を算出する。また、協定企業等へ物資の提供要請・調達	被災地の支援ニーズ把握(P22～23、P36～39) 広域連合、被災府県から情報収集 協定企業等へ物資提供要請、調達(P33)	応援計画の策定(P37～39) 応援要請に対し、物資調達可能数量を確認、依頼 応援実績のとりまとめ、公表(P39)
積・物資配の送集	民間事業者の活用(P13～16) 宅配業者と連携し避難所等へ物資を配送	府県倉庫協会への物資保管等要請(P33) 荷捌き業務、民間物資拠点の選定	府県倉庫協会への物資保管等要請(P33) 荷捌き業務、民間物資拠点の選定	
輸送等	避難所までの輸送手段(P13～16) 陸路による輸送手段の確保及び、被災府県へ輸送ルートの連絡	市町村集積所までの輸送手段(P33) 陸路による輸送手段の確保(空路、海路も検討)及び、関西広域連合、応援府県等へ輸送ルートの連絡 府県トラック協会への物資配送要請(P33) 災害派遣等従事車両証明書の発行(P34) 緊急通行車輛確認標章の交付(P34～35)	被災府県までの輸送手段(P33) 陸路による輸送手段の確保(空路、海路も検討)及び、被災府県からの輸送ルート情報を把握 府県トラック協会への物資配送要請(P33) 災害派遣等従事車両証明書の発行(P34) 緊急通行車輛確認標章の交付(P34～35)	広域輸送ルートの確保(P37～39) 関係機関への協力依頼、調整

このマニュアルに関する各府県の窓口は、下記表のとおりである。

関西広域連合構成府県政令市・連携県(備蓄分野)連絡先一覧

[構成府県市]

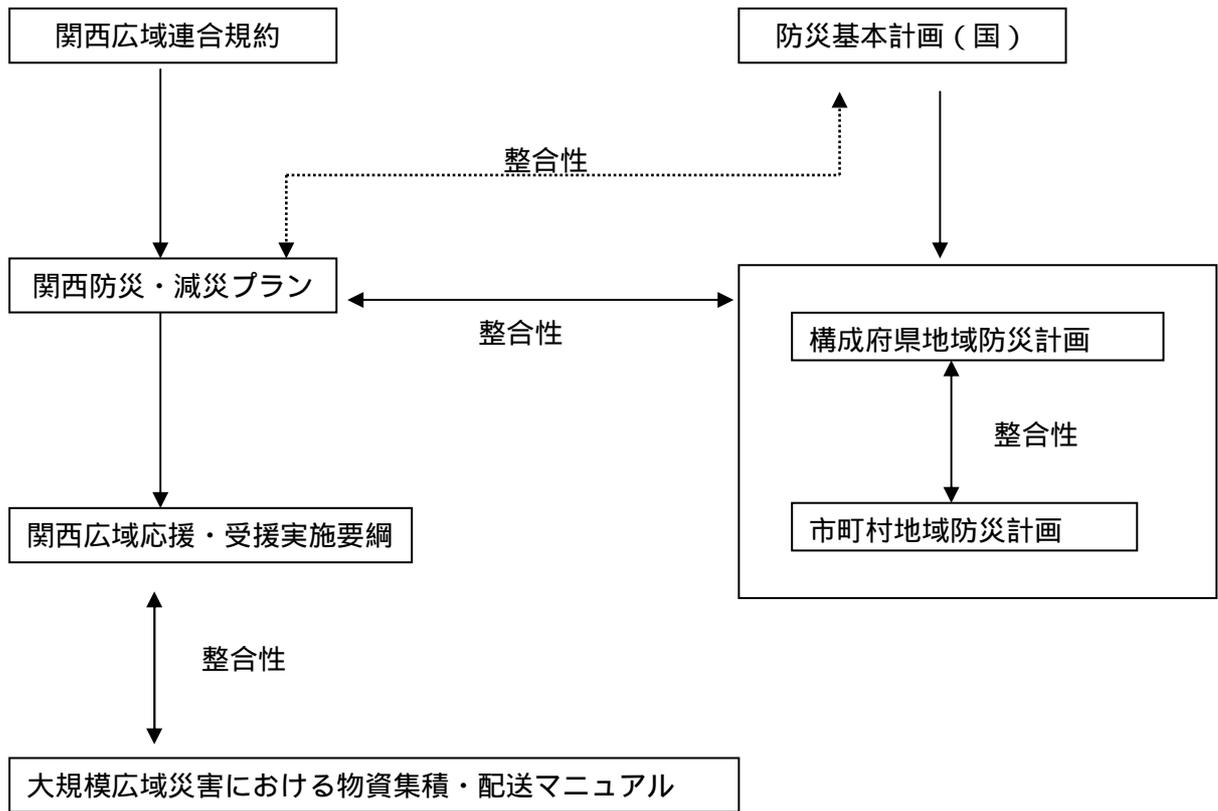
府県名	救援物資の備蓄等
兵庫県(広域防災局)	災害対策課
	TEL 078-362-9982
	FAX 078-362-9911
滋賀県	健康福祉政策課
	TEL 077-528-3510
	FAX 077-528-4850
京都府	防災・原子力安全課 (計画担当)
	TEL 075-414-4475
	FAX 075-414-4477
大阪府	消防防災課
	TEL 06-6944-6021
	FAX 06-6944-6654
和歌山県	福祉保健総務課
	TEL 073-441-2472
	FAX 073-425-6560
徳島県	南海地震防災課
	TEL 088-621-2281
	FAX 088-621-2849
京都市	防災危機管理室
	TEL 075-212-6798
	FAX 075-212-6790
大阪市	危機管理室
	TEL 06-6208-7378
	FAX 06-6202-3776
堺市	危機管理室
	TEL 072-228-7605
	FAX 072-222-7339
神戸市	危機管理室
	TEL 078-331-8181(内線2911)
	FAX 078-322-6031

[連携県]

府県名	救援物資の備蓄等
福井県	安全環境部危機対策・防災課
	TEL 0776-20-0308
	FAX 0776-22-7617
三重県	災害対策課
	TEL 059-224-2189
	FAX 059-224-2199
奈良県	防災統括室
	TEL 0742-27-8456
	FAX 0742-23-9244
鳥取県	危機管理政策課
	TEL 0857-26-7584
	FAX 0857-26-8139

第1 大規模広域災害における物資集積・配送マニュアルの位置付け

本マニュアルは、関西防災・減災プランのもとで策定される関西広域応援・受援実施要綱の中で位置付けられた物資・燃料の供給の実施について、さらに詳細な実施方法を定めるものである。これらのプラン等は下図のとおり、国や構成団体の諸計画との整合が求められるものであり、これらの修正等に応じて、本マニュアルも修正を図るものとする。



第2 近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定等と大規模広域災害における物資集積・配送マニュアルの関係

関西広域連合及び構成府県（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県）連携県（福井県、三重県、奈良県）は、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」を締結している。

また、関西広域連合と鳥取県は、「危機発生時の相互応援に関する覚書」を締結している。

連携県は、これらの協定・覚書に基づき、物資集積・配送の実施について、広域連合と連携して応援・受援活動を実施する。

第3 関西広域応援・受援実施要綱で定める事務の手順

記載内容は関西広域応援・受援実施要綱より抜粋

(1) 連絡調整方針

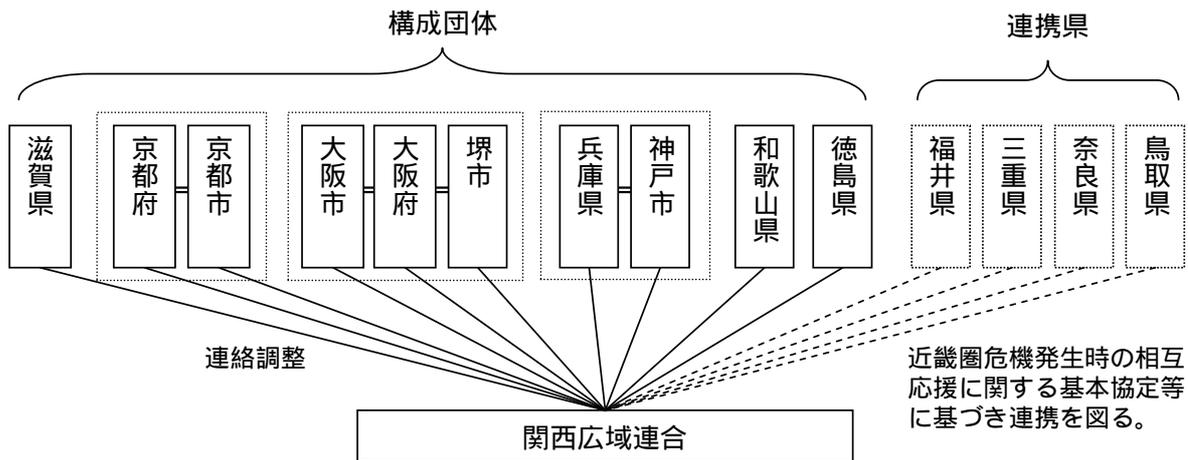
大規模広域災害発生時に広域連合が果たすべき役割に照らし、広域連合及び構成団体は、応援・受援活動を実施するに当たり、以下の方針で連絡調整を行う。

構成団体・連携県との連絡調整

広域連合と構成団体・連携県との間の連絡調整は、直接行うことを基本とする。ただし、構成政令市内で災害が発生した場合など、当該市域を管轄する府県を通じて連絡調整を行った方が適当な場合は、府県を通じて構成政令市との連絡調整を行う。

なお、構成政令市と当該市域を管轄する府県は、相互に情報共有を行い、緊密に連携を図るものとする。

< 広域連合と構成団体等との連絡調整関係図 >



(2) 対象とする災害

本要綱の対象とする災害は、被害が複数都道府県にまたがり、または単独の都道府県でも被害の規模が甚大で、広域的な対応が必要とされる大規模広域災害とする。

本要綱で想定する大規模広域災害による被災パターンは、次表の5つに分けられる。

関西圏域内外にまたがる大規模広域災害が発生した場合、広域連合及び構成団体は、連携県と連携し、原則として関西圏域内の応援に専念する。

< 大規模広域災害による被災パターン >

被災地域 被災 都道府県	関西圏域内	関西圏域外
複 数	例：南海トラフ巨大地震	
	例：生駒断層帯地震	例：東日本大震災
単 独	例：阪神・淡路大震災	例：新潟県中越地震

(3) 応援・受援の手順

基本方針

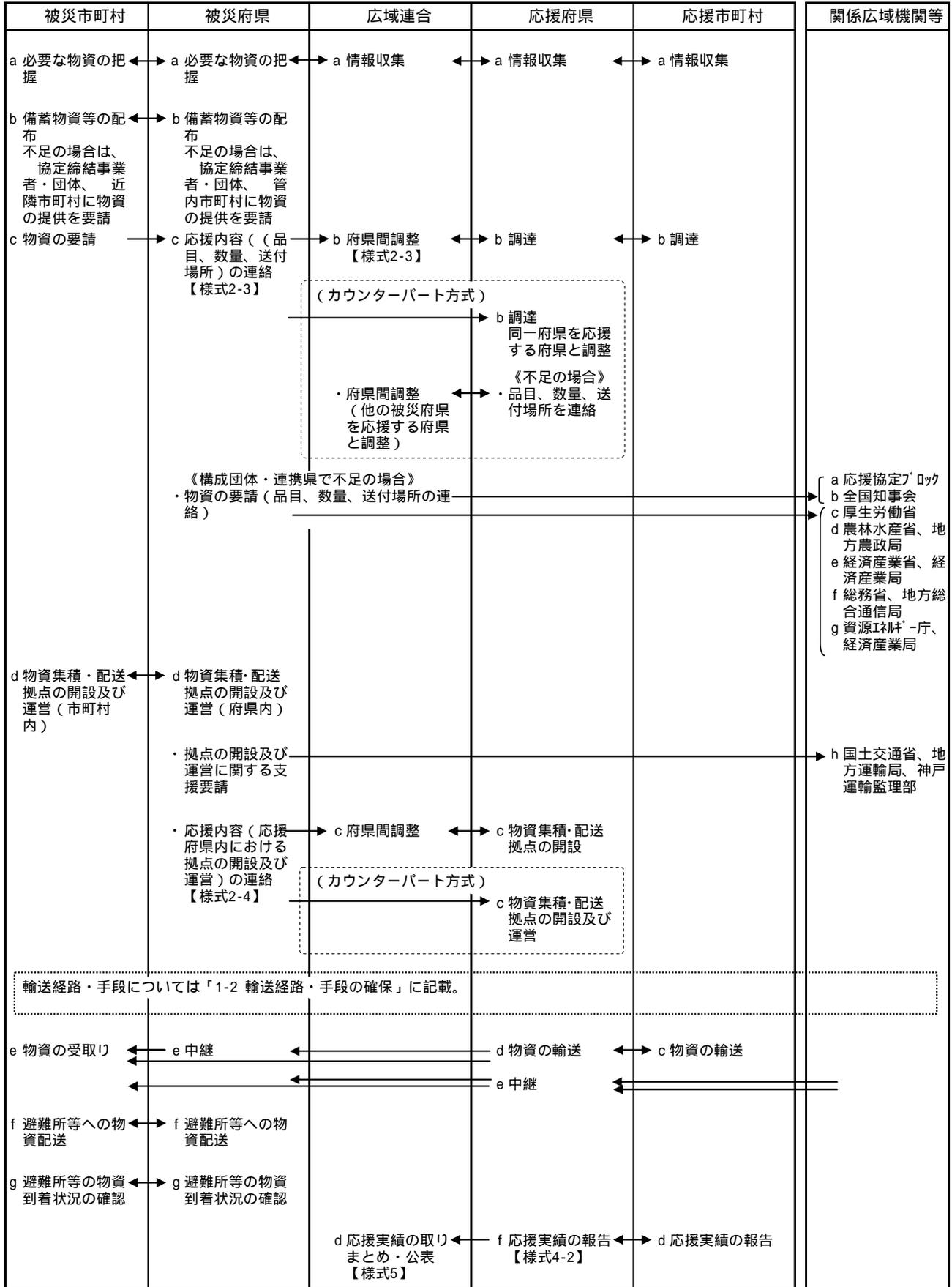
広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、被災地における食料や生活必需品等の需要を的確に把握し、備蓄物資や、関係機関・団体間のネットワーク等を活用して調達した救援物資を被災者まで迅速に供給する。

なお、本節では物資の供給に関する基本手順を定め、物資の集積・配送に関する詳細な手順については「大規模広域災害における物資集積・配送マニュアル」で定める。

応援内容

時 期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他																												
初 動 期 (発災から概ね3日間)		<ul style="list-style-type: none"> 以下に例示する基本物資を中心に、被災地の需要に応じて、必要な物資を末端まで迅速に供給する。 																													
		主な基本物資(属性別)																													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>属性に関わらず必要な物資</th> <th>乳幼児</th> <th>女性</th> <th>災害時要援護者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 食料 <ul style="list-style-type: none"> ・アルファ化米 ・即席めん ・精米 ・おにぎり ・弁当 ・パン ・缶詰 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・粉ミルク ・離乳食 </td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・流動食 ・透析用米飯 </td> </tr> <tr> <td> 飲料水 </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 生活必需品 <ul style="list-style-type: none"> ・毛布等の寝具 ・下着類、防寒具等の衣料品 ・トイレットペーパー等の保健衛生用品 ・コンロ・鍋等炊事用具 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・紙おむつ ・ベビーバス ・ほ乳瓶 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・女性用下着 ・生理用品 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・紙おむつ ・ストーマ装具 ・補聴器 ・筆談器具 </td> </tr> <tr> <td> 医薬品等 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・医薬品、体温計、血圧計等 </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 資機材 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・仮設トイレ、仮設シャワー、仮設風呂 ・ブルーシート ・自家発電機 </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 燃料 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所等における暖房用の燃料 ・自家発電機用の燃料 緊急車両用の燃料については「1-2 輸送経路・手段の確保」を参照 </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	属性に関わらず必要な物資	乳幼児	女性	災害時要援護者	食料 <ul style="list-style-type: none"> ・アルファ化米 ・即席めん ・精米 ・おにぎり ・弁当 ・パン ・缶詰 	<ul style="list-style-type: none"> ・粉ミルク ・離乳食 		<ul style="list-style-type: none"> ・流動食 ・透析用米飯 	飲料水				生活必需品 <ul style="list-style-type: none"> ・毛布等の寝具 ・下着類、防寒具等の衣料品 ・トイレットペーパー等の保健衛生用品 ・コンロ・鍋等炊事用具 	<ul style="list-style-type: none"> ・紙おむつ ・ベビーバス ・ほ乳瓶 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性用下着 ・生理用品 	<ul style="list-style-type: none"> ・紙おむつ ・ストーマ装具 ・補聴器 ・筆談器具 	医薬品等	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品、体温計、血圧計等 			資機材	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設トイレ、仮設シャワー、仮設風呂 ・ブルーシート ・自家発電機 			燃料	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所等における暖房用の燃料 ・自家発電機用の燃料 緊急車両用の燃料については「1-2 輸送経路・手段の確保」を参照			
	属性に関わらず必要な物資	乳幼児	女性	災害時要援護者																											
	食料 <ul style="list-style-type: none"> ・アルファ化米 ・即席めん ・精米 ・おにぎり ・弁当 ・パン ・缶詰 	<ul style="list-style-type: none"> ・粉ミルク ・離乳食 		<ul style="list-style-type: none"> ・流動食 ・透析用米飯 																											
	飲料水																														
生活必需品 <ul style="list-style-type: none"> ・毛布等の寝具 ・下着類、防寒具等の衣料品 ・トイレットペーパー等の保健衛生用品 ・コンロ・鍋等炊事用具 	<ul style="list-style-type: none"> ・紙おむつ ・ベビーバス ・ほ乳瓶 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性用下着 ・生理用品 	<ul style="list-style-type: none"> ・紙おむつ ・ストーマ装具 ・補聴器 ・筆談器具 																												
医薬品等	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品、体温計、血圧計等 																														
資機材	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設トイレ、仮設シャワー、仮設風呂 ・ブルーシート ・自家発電機 																														
燃料	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所等における暖房用の燃料 ・自家発電機用の燃料 緊急車両用の燃料については「1-2 輸送経路・手段の確保」を参照																														
応急対応期 (避難所期)		<ul style="list-style-type: none"> 上記に加え、ニーズに応じて必要な物資を逐次供給する。 (季節で変化するニーズに対応する物資例) 夏対策物品(冷房器具、虫除け等) 冬対策物品(暖房器具、防寒具等) (時期で変化するニーズに対応する物資例) 避難所期: 仮設トイレ、仮設シャワー、仮設風呂 仮設住宅期: 家具、電化製品 	<ul style="list-style-type: none"> 応援府県内における物資集積・配送拠点の開設及び運営 																												
復旧期 (仮設住宅期)		<ul style="list-style-type: none"> 物資受入拠点や避難所等の不要物資について有効利用を図るとともに、有効利用が難しい場合は、処分する。 																													

オペレーション



広域連合（カウンターパート方式の場合：被災府県）は、応援府県に応援内容を連絡する場合は、当該応援府県内の応援政令市にも同内容を連絡する。

被災市町村の業務

項目	内容
a 必要な物資の把握	避難者数を確認し、必要な物資及びその数量を把握する。
b 備蓄物資等の配布	被災府県と連携し、備蓄物資を被災者に配布する。 災害時の物資提供に係る協定を締結している事業者・団体に対して物資の提供を要請し、提供物資を被災者に配布する。
c 物資の要請	物資の不足が見込まれる場合は、必要な物資に関する情報（品目、数量、送付場所）を被災府県へ連絡する。
d 物資集積・配送拠点の開設及び運営（市町村内）	物資集積・配送拠点の設置規模及び運用方法を決定する。 物資の集積及び配送のための要員を確保し、拠点を運営する。 物資集積・配送拠点の開設場所等の情報を被災府県に連絡する。 倉庫業者、宅配便事業者等に物資集積・配送拠点の開設及び運営について協力を要請する。
e 物資の受取り	物資集積・配送拠点に要員を待機させ、物資を受け取る。 倉庫業者と連携し、品目別に保管する。 必要に応じ、物資の受入れ、保管、仕分け、荷捌き、配送等について物流の専門知識を有する人材の派遣を民間事業者へ依頼する。
f 避難所等への物資配送	宅配便事業者と連携し、避難所等へ物資を配送する。
g 避難所等の物資到着状況の確認	被災府県と連携し、物資が末端の避難所等まで届いているかを確認する。

被災府県の業務

項目	内容
a 必要な物資の把握	被災市町村と連携し、必要な物資及びその数量を把握する。
b 備蓄物資等の配布	被災市町村と連携し、備蓄物資を被災者に配布する。 災害時の物資提供に係る協定を締結している事業者・団体に対して物資の提供を要請し、提供物資を被災者に配布する。 物資の不足が見込まれる場合は、被災していない管内市町村に備蓄物資の提供を要請し、提供物資を被災者に配布する。
c 応援内容の連絡	府県内で物資の不足が見込まれる場合は、必要な物資に関する情報（品目、数量、送付場所）を取りまとめ、応援要請内訳書2（様式2-3）により広域連合（カウンターパート方式の場合：幹事府県）へ連絡する。 構成団体・連携県で物資の不足が見込まれる場合は、関係省庁へ生活物資の供給を要請する。
d 物資集積・配送拠点の開設及び運営（府県内）	物資集積・配送拠点の設置規模及び運用方法を決定する。 物資の集積及び配送のための要員を確保し、拠点を運営する。 物資集積・配送拠点の開設場所等の情報を応援府県に連絡する。 倉庫業者、宅配便事業者等に物資集積・配送拠点の開設及び運営について協力を要請する。 必要に応じ、国土交通省、地方運輸局に、関係事業者の斡旋など物資集積・配送拠点の開設及び運営に関する支援を要請する。 被災府県内の物資集積・配送拠点だけでは不足する場合は、応援要請内訳書3（様式2-4）により、応援府県内に同拠点の開設が必要である旨を広域連合（カウンターパート方式の場合：幹事府県）へ連絡する。
e 中継	必要に応じて、府県物資集積・配送拠点において物資を集積し、市町村物資集積・配送拠点等に配送する。 必要に応じて、物資の受入れ、保管、仕分け、荷捌き、配送等について物流の専門知識を有した人材の派遣を民間事業者へ依頼する。
f 避難所等への物資配	宅配便事業者と連携し、必要に応じて、避難所等へ直接物資を配送する。

送	
g 避難所等の物資到着状況の確認	被災市町村と連携し、物資が末端の避難所等まで届いているかを確認する。

広域連合の業務

項目	内容
a 情報収集	現地支援本部等を通じて、被災地のニーズを把握し、応援府県・市町村と情報を共有する。
b 府県間調整 (物資)	被災府県から応援内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断される場合は、府県に物資調達可能数量及び輸送手段を確認の上、応援計画内訳書2(様式2-3)により応援計画を作成し、被災府県及び応援府県へ連絡する。 (カウンターパート方式の場合) 被災府県からの要請物資が調達できない旨の連絡が幹事府県からあったときは、他の被災府県を応援する幹事府県に物資の調達及び輸送を依頼する。 上記調整結果を被災府県へ連絡する。
c 府県間調整 (物資集積・配送拠点)	被災府県から応援内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断される場合は、応援府県に同応援府県内における物資集積・配送拠点の開設及び運営を要請する。
d 応援実績の取りまとめ・公表	応援実績を取りまとめ、報道発表資料(様式5)により公表する。

応援府県の業務

項目	内容
a 情報収集	現地支援本部及び現地連絡所を通じて、被災地のニーズを把握し、広域連合と情報を共有する。
b 調達	広域連合(カウンターパート方式の場合:被災府県)から応援内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断される場合は、自らの備蓄物資に加え、管内市町村、災害時の物資提供に係る協定を締結している事業者・団体等と調整し、物資を調達する。 カウンターパート方式の場合において、同一府県を応援する府県・政令市で要請物資を調達できない場合は、幹事府県がその旨を広域連合へ連絡する。
c 物資集積・配送拠点の開設及び運営	広域連合(カウンターパート方式の場合:被災府県)から応援内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断される場合は、管内に物資集積・配送拠点を開設し、運営する。
d 物資の輸送	輸送経路・手段の確保ができ次第、物資を輸送する。
e 中継	必要に応じて、応援府県内に物資集積・配送拠点を開設して関西圏域外からの救援物資を一時保管し、被災府県・市町村の物資集積・配送拠点における物資の充足状況や滞留状況を確認しながら、物資の需給調整を行う。
f 応援実績の報告	物資の送付状況を適正に管理し、広域連合に応援実績報告書2(様式4-2)により送付状況を報告する。

応援市町村の業務

項目	内容
a 情報収集	応援府県等を通じて、被災地のニーズを把握する。
b 調達	応援府県等から要請のあった物資を、自らの備蓄物資に加え、災害時の物資提供に係る協定を締結している事業者・団体等と調整し、調達する。
c 物資の輸送	輸送経路・手段の確保ができ次第、物資を輸送する。
d 応援実績の報告	物資の送付状況を適正に管理し、応援府県に送付状況を報告する。

関係広域機関等の業務

機関・団体名	内容
a 応援協定ブロック	広域連合からの要請に基づき、物資を調達し、被災地へ供給する。
b 全国知事会	広域連合からの要請に基づき、全都道府県へ広域応援を実施する旨を連絡し、応援県を被災県ごとに個別に割り当てる全国知事会の対口支援方式を基本として被災県に対する広域応援実施要領を作成し、全都道府県に広域応援の内容を連絡する。 上記の広域応援実施要領で被災県を応援することとされた都道府県は、物資を調達し、被災地へ供給する。
c 厚生労働省	被災府県からの要請に基づき、医薬品等について、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図る。
d 農林水産省、地方農政局	被災府県からの要請に基づき、政府所有米穀等の供給を行うほか、関係業界団体等の協力を得る等により、その供給の確保を図る。
e 経済産業省、経済産業局	被災府県からの要請に基づき、生活必需品について、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図る。
f 総務省、地方総合通信局	被災府県からの要請に基づき、通信機器について、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図る。
g 資源エネルギー庁、経済産業局	被災府県からの要請に基づき、燃料について、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図る。
h 国土交通省、地方運輸局、神戸運輸監理部	被災府県からの要請に基づき、物資集積・配送拠点について、関係業界団体の協力を得る等により、その開設、運営の確保を図る。

< 留意事項 >

(連絡先リストの事前作成・協定締結)

物資を円滑に調達し被災者に供給できるよう、弁当業者や介護食業者など関係事業者の連絡先を予め整理しておくとともに、スーパーマーケットなどと生活物資の供給に関する協定を締結しておく。

(物流事業者のノウハウの活用)

支援物資の供給に際しては、被災地外からの輸送、集積拠点での管理・仕分け、個別避難所への配送に至るまで、専門性を有する民間事業者等との連携及び民間事業者の物流施設の活用により、迅速かつ効率的な実施を図ること。その際、地方公共団体の人手を他の業務に振り向けられる効果も併せて考える。

(物資調達・輸送調整システムの整備)

各行政主体及び民間事業者団体等が連携し、物資を円滑に調達し供給する体制の構築を図るため、調達・輸送に必要とされる物資の単位や荷姿などの情報を共有する調整システムを整備する。

(物資集積・配送マニュアル)

被災市町村が、避難所の物資支援ニーズを把握できない場合、被災府県は可能な限り、避難所に府県職員を派遣し、物資支援ニーズを把握のうえ、「大規模広域災害における物資集積・配送マニュアル」に記載する様式を用いて応援府県に連絡する。

(災害時要援護者等への配慮)

物資の備蓄、確保・輸送に際しては、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等の災害時要援護者や子育て

て家庭、食事制限のある方等のニーズ、男女のニーズの違いに配慮すること。また、食料の備蓄、輸送、配食等に当たっては、管理栄養士の活用を図る。

(指定避難所外の避難者への対応)

指定避難所以外の場所で生活している被災者についても可能な限り把握し、指定避難所まで取りに来てもらうなどして必要な生活物資を供給する。

(孤立集落対策)

孤立集落が発生した場合は、ヘリコプターを活用して物資を輸送するとともに、衛星携帯電話等により通信手段を早急に確保する。

(災害救助法特別基準の設定協議)

被災府県は、状況に応じて、災害救助法に基づく食品給与費(1人1日当たり1,010円以内)の引き上げ等、特別基準の設定について厚生労働省に協議を行う。(参考:東日本大震災時の特別基準1人1日当たり1,500円以内)

(被災地の経済活性化への配慮)

救援物資を被災地又は被災地に少しでも近いところで調達するなど、可能な範囲で被災地の経済活性化にも留意する。

(被災自治体との通信手段の確保)

通信手段の途絶を想定し、応援府県はあらかじめ携帯電話会社と協議のうえ、携帯電話回線を利用したデータ伝送を検討しておくことが望ましい。

(プッシュ型の応援)

応援府県・市町村は、支援物資のニーズの情報が得られない被災地についても、被災者数や引き渡し場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても支援物資を確保し送り込む「プッシュ型」支援の実施を遅滞なく判断する。

「プッシュ型」の支援については、供給過剰の防止を図りつつ、集積拠点より先の各避難所までの配送体制も考慮して円滑かつ確実に実施する。

「プッシュ型」の支援の継続が被災地での物資の滞留を招く懸念もあるため、現地の配送状況も考慮しつつ、要請に基づく「プル型」の支援への切替えを早く行う努力をする。

(個人からの救援物資の抑制)

府県民の寄付による救援物資については、善意によるものとはいえ、仕分け、被災者への配布が困難な物資の処分等で被災地に負担をかけるおそれがあることに鑑み、できるだけ義援金による支援を行うよう呼びかける。

個人が被災地に小口・混載の義援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災府県・市町村の負担になることから、特に必要で募集を要する品目を除き、個人からの義援物資については原則受け取らない。

第4 具体的な事務内容

(1) 被災府県の対応

支援ニーズの把握

ア 市町村の避難所開設状況の把握、被災府県への応援要請の受理

被災市町村は、災害対策基本法第5条に規定されているとおり、基礎的な地方公共団体として、住民の生命、身体及び財産を災害から保護しなければならない。

各市町村の地域防災計画、実施要綱、マニュアル等に定めている手順により、避難所を開設し、管理・運営する。

一義的には避難所への救援物資は市町村の現物備蓄、流通備蓄で賄うことを基本とするが、物資が不足する場合は、被災市町村は、応援協定による他自治体への応援要請、被災府県への応援要請を行う。

府県は、平素から、各市町村の備蓄（現物、流通）状況、指定避難所の所在・収容人数等を把握しておく必要がある。なお、市町村から被災府県への救援物資にかかる応援要請の様式は、関西広域応援・受援実施要綱で定める府県間の応援要請書を準用することも考えられるが、すでに、各府県で市町村からの応援要請の方法、様式を定めている場合は、その方法・様式で行う。

イ 避難所における物資等の状況把握

被災市町村の各避難所における物資等の状況を把握する。ただし、被害が甚大で被災市町村が避難所情報の把握が困難な場合は、被災府県職員が避難所の運営にあたっている市町村職員等に聞き取りを行うほか、必要に応じ、被災府県職員が直接、避難所に出向き、現状を把握しながら避難所情報資料を作成（様式6 P55）することとする。

参考：和歌山県が平成24年度に導入しているタブレット端末を活用した移動県庁のシステムの概要を資料編（資料編P57）に掲載している。タブレット端末やスマートフォンなどを活用したシステムは、大規模災害時には、NTTの回線がダウンする可能性があることから有効である。また、迅速に被災市町村の支援ニーズを把握するとともに、県庁サーバーにデータを送信することができ、災害対策本部の意思決定の迅速化にもつながるものである。

ウ 被災市町村で確保できる必要物資等の把握

被災市町村が、備蓄物資及び流通備蓄物資をどれだけ確保できるかを確認する。（様式7 P56）
（市町村自体が被災した結果、備蓄物資も使えなくなっている可能性がある。）

エ 必要物資（品目・数量等）の算出

基本的には、被災市町村からの物資・資機材の応援要請により必要物資（品目・数量）を算出する。

被災市町村は、避難所毎の必要物資数を算出し、備蓄物資や応援協定等により直接調達できる物資を考慮したうえで、不足する物資について被災府県に応援を求める。

しかし、市町村が壊滅的な被害を受け、庁舎機能の喪失・人員の不足など、必要物資数量を把握することが困難な場合は、被災府県職員が直接、被災市町村や避難所に出向き、現状を把握するとともに、この避難所における物資等の状況を考慮して「被災市町村必要物資（品目・数量等）算出表」（様式8 P57）を作成する。

食糧算出の基本的な考え方

食糧必要量 = 避難者数 × 1.2（在宅避難者を考慮） × 3食 × 日数

発災直後は非常食糧（備蓄物資）を中心としながらも、可能な限り、早期に炊き出しや弁当の配給等の体制を取ることをとする。

避難者数の推移や食事ニーズ、品目のバリエーション、栄養給与量、食物アレルギー等に配慮する。

妊産婦、乳幼児、高齢者、腎臓病・糖尿病・高血圧等の傷病者などの災害時要援護者には、エネルギー必要量・塩分制限・カリウム制限等に配慮する。

避難所の状況は刻一刻と変化するため（例：調理器具の調達、スーパー・コンビニ等食糧供給源の回復など）随時情報を収集・把握し、食糧供給計画を見直す。

必要物資の算出目安表

品目	算出目安	備考
非常食糧 （アルファ化米、備蓄用パン等）	1日あたり3食 / 1人	
弁当、パン、インスタント食品、缶詰等	避難者数に応じて判断	
腎臓透析者に配慮した食糧 アレルギーに配慮した食糧 乳児・咀嚼力に配慮した食糧	避難者の状況に応じて判断	低たんぱく米、アレルギー特定原材料を含まない食品、お粥等
飲料水	1日あたり3リットル / 1人	
粉ミルク	1日あたり140g / 1人	1回当たり調乳量約200ml（粉換算28g）1日5回（粉換算140g）
衣類、下着、靴下	1着 / 1人	状況に応じて判断
紙おむつ	乳幼児：1日あたり8枚 / 1人 大人用：1日あたり6枚 / 1人	対象：0～3歳 対象：要介護3以上の方を対象
ほ乳瓶	3個 / 1人	
生理用品	1日あたり8枚 / 1人	
毛布	2枚 / 1人	
敷物（エアーマット）	1人1枚	
ブルーシート	被災住宅等の状況により判断	雨対策として必要
仮設トイレ	約100人に1基	避難者数を考慮の上判断
仮設風呂	避難者が1週間に1回入浴	避難者数を考慮の上判断
仮設テント	1張り約10名	テント収容人員を考慮
カセットコンロ	1世帯1台	
皿、茶碗	皿2枚 / 1人、茶碗1個 / 1人	
雨具	1音 / 1人	
タオル	1本 / 1人	
発電機	必要に応じて算出	

関西広域連合・応援府県等への応援要請

ア 応援要請

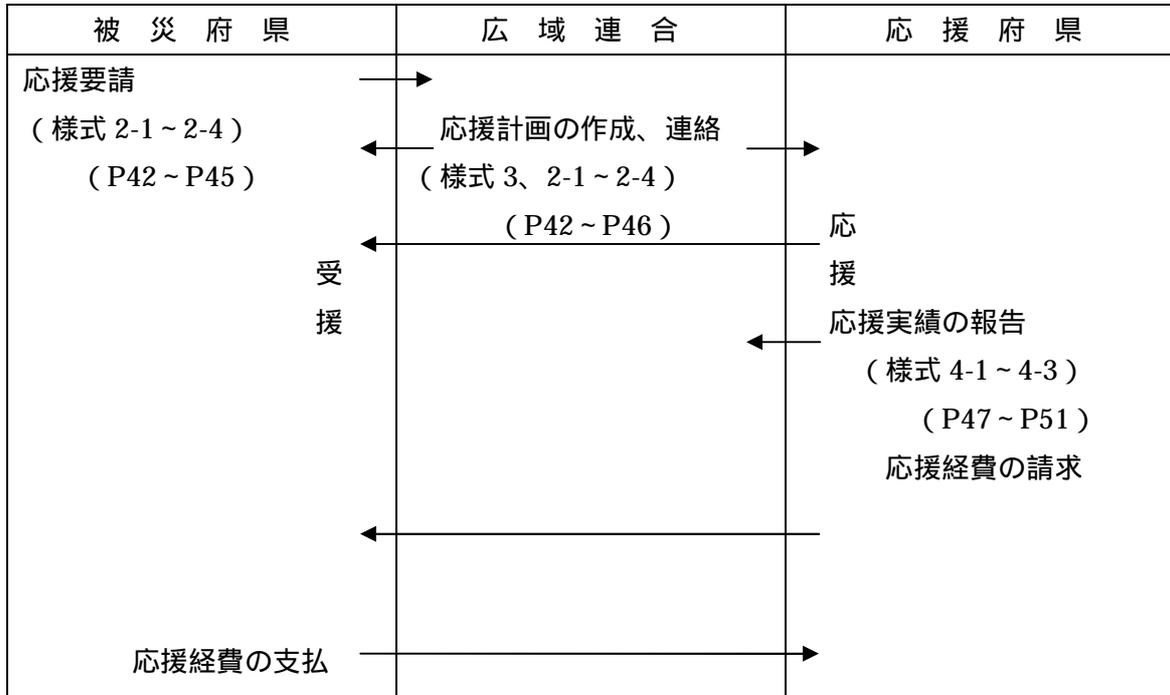
物資について、応援を受けようとする構成府県及び連携県は、自府県内の機関だけでは災害対応が困難な場合は、広域連合に「応援要請書」(様式2-1~2-4 P42~P45)により応援を要請する。ただし、その暇がない場合は、口頭又は電子メール等により要請を行い、後に速やかに押印文書を提出する。

構成政令市は、自市内の機関だけでは災害対応が困難な場合は、当該市域を管轄する府県に応援を要請する。

応援要請府県は、府県災害対策本部内に受援担当を配備するなど、応援を円滑に受け入れるための受援体制の整備を被災市町村と連携して行う。

なお、応援による救援物資の受け入れ先は、構成府県及び連携県の1次集積地とする。

応援・受援に係る手続きの流れ



イ 応援に係る経費の負担等

構成団体及び連携県は、次のとおり応援に係る経費を負担し、請求する。

- (ア) 応援に要した経費は、原則として被災府県・政令市が負担する。
- (イ) 被災府県・政令市が(ア)に規定する経費を支弁する暇がなく、かつ、被災府県・政令市から要請があった場合には、応援団体は当該経費を一時繰替支弁する。
- (ウ) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災府県・政令市が、被災府県・政令市への往復の途中において生じたものについては、応援府県・政令市が、その損害を賠償するものとする。

(I) その他物資に関する詳細については次のとおりとする。

備蓄資機材及び備蓄物資等の提供に係るそれらの輸送、補充に要する経費は、被災府県・政令市の負担とする。

救援物資に係る応援職員の派遣に要する経費については、応援府県・政令市が定める規定により算出した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とし、被災府県・政令市の負担とする。

応援職員が救援物資に係る応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援府県・政令市の負担とする。

その他応援に要する経費については、原則として被災府県・政令市の負担とする。

ウ 応援に係る経費の請求

(ア) 応援府県・政令市が応援に要した経費を繰替支弁した場合には、次の から までに定めるところにより算出した額を被災府県・政令市に請求する。

救援物資の応援職員の派遣については、イ(イ) で定める旅費及び諸手当

備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費

調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費

資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

救援物資に係る施設の提供等については、借上料

(イ) (ア)の請求は、応援府県・政令市の長による請求書(関係書類添付)により、被災府県・政令市の長に請求する。

物資集積・配送拠点の開設運営

ア 広域防災拠点の被害状況確認

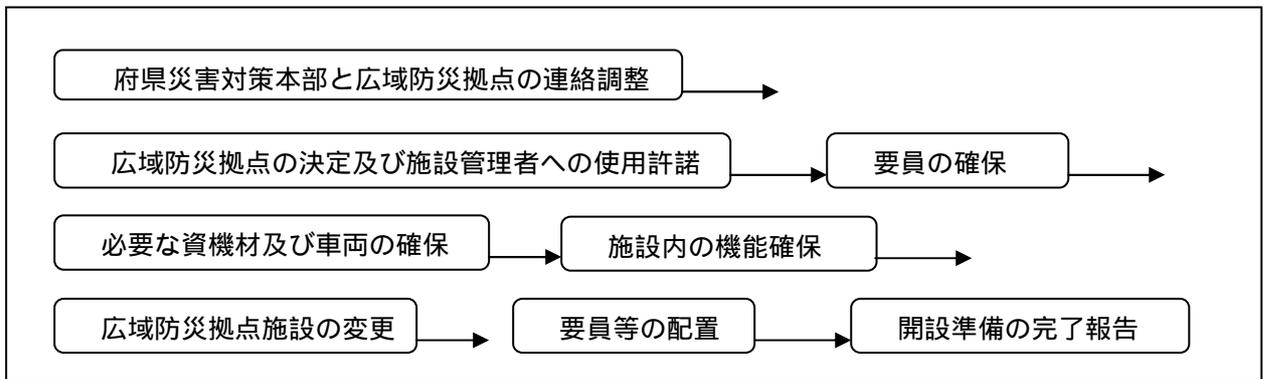
物資集積・配送の拠点として、広域防災拠点を開設する場合、各拠点へ連絡し、拠点の被害状況を確認する（様式9 P58）。

イ 広域防災拠点の供給可能物資等備蓄状況の確認

様式10（P59）の上段の数量が、通常、備蓄している数量（各府県・政令市毎にあらかじめ上段に通常備蓄量を記載しておく。）であるが、訓練等で備蓄物資の在庫数が減少している可能性があるため、正しい在庫数量を確認する。また、様式10（P59）の下段の数量は、供給可能数量である。被災市町村に、どれだけの量の物資を供出できるのか、判断する（全量供出すると、二次災害等に対応できなくなる。）

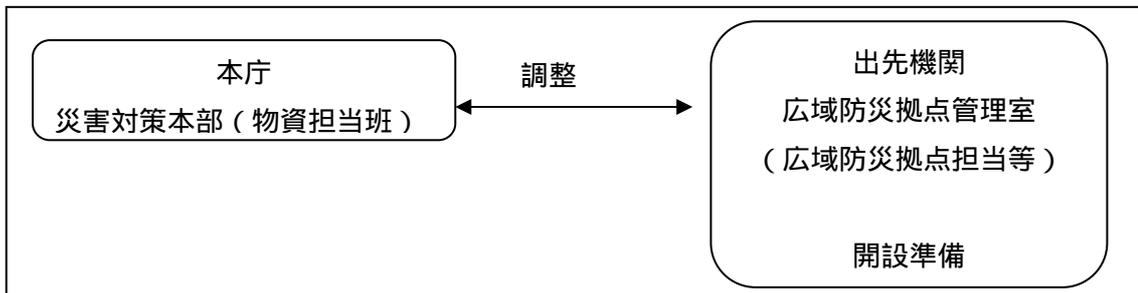
ウ 広域防災拠点の開設

広域防災拠点の開設手順は以下のとおりである。



府県災害対策本部と広域防災拠点の連絡調整

- ・ 広域防災拠点担当は、災害対策本部物資担当班と調整の上、広域防災拠点の開設準備に入る。



広域防災拠点の決定及び施設管理者への使用許諾

- ・ 被災の状況、道路の障害及び広域防災拠点に指定している施設の被害状況等を考慮して、広域防災拠点の使用を決定する。（施設の被害状況、道路状況によっては広域防災拠点を使用しないという決定もある。）
- ・ 広域防災拠点として使用しようとするときは、施設の管理者に事前に電話等で要請し、使用の許可又は承諾を得る。広域防災拠点の開設指示・依頼時刻、相手方の氏名、開設予定時刻、実際に開設した時刻について記録する。（様式11 P60）

公的拠点だけでは、物資集積・搬送の作業拠点として不足する場合は、あらかじめ登録している民間の物流事業者に依頼する。

この物流事業者は、「東南海・南海地震等の想定地域における民間の施設・ノウハウを活用した災害に強い物流システムの構築に関する協議会」において設定された業者一覧の中から、その拠点の所在地、人員の派遣の可否等を勘案のうえ、選定する。(資料編P44～56参照)

要員の確保

- ・ 物資担当班は、広域防災拠点の要員確保を府県災害対策本部人員確保担当班に依頼する。
- ・ 人員確保担当班は、広域防災拠点要員をリストアップし、要員名簿の作成を行う。

必要な資機材及び車両の確保

- ・ 物資担当班は、広域防災拠点に必要な資機材を、あらかじめ協定を締結している事業者・団体等から調達し、これを確保する。
- ・ 物資担当班は、要員の輸送及び連絡用の車両を確保する。

施設内の機能確保

- ・ 広域防災拠点と府県災害対策本部との連絡手段を確保
 - NTT回線の使用可否の確認
 - 防災行政無線（携帯電話）の設置
- ・ 電源の確保
 - 通常電源の使用可否の確認
 - 非常用電源の使用可否の確認
 - 非常用発電機の使用可否の確認
- ・ 集配機能の確保

(保管スペースは、調達、義援の品目別及び市町村別に区分する。)

 - トラック動線（出入り口）の確認、運行誘導
 - 操車場所（操車場所）の確認
 - 積降ろし場所（荷捌き場所）の確認
 - 待機場所（駐車場）の確認
 - 一次保管場所（保管スペース）の確認
- ・ 必要資機材の配置
 - フォークリフトの動作確認
 - 照明器具の確認
 - パレット、台車の確認
 - 品目表示版、案内版の確認

広域防災拠点の変更

- ・ 物資担当班は、広域防災拠点の開設、管理運営に当たり、施設の被害状況により使用が出来ない等、広域防災拠点施設を変更する必要があるときは、調整担当と協議の上、施設管理者と調整を図る。

要員等の配置

- ・ 物資担当班は、作業要員受付名簿（様式12 P61）により作業要員の編成を行い、配置及び業務内容を指示する。
- ・ 物資担当班は、作業要員に係・担当名と氏名を表示したネームプレートを配布し、これを付

けてもらう。

開設準備の完了報告

- ・ 広域防災拠点担当は、開設準備が完了したことを災害対策本部物資担当班に報告する。その後、物資担当班は、関係市町村へ広域防災拠点を開設した旨を通知する。

* 参考として「広域防災拠点調達物資一覧」を示す。

内部調達（例示）

大規模広域災害における物資集積・配送マニュアル、物資管理票等の書類一式
 品目表示板、案内板(図)
 地域防災計画、活動マニュアル、管内地図
 カメラ、フィルム
 防災行政無線、携帯電話、パソコン(通信モデム付)
 ハンドマイク、笛、軍手、マスク、折り畳み椅子
 雨合羽、レインコート(ポンチョタイプのもの)、傘
 ダンボール箱、はさみ、カッター、ガムテープ、ビニール紐、荷紐、マジック、
 筆記用具、重量計、メジャー 等

外部調達（例示）

品 目	調達先	連絡手段	備 考
フォークリフト（運転要員）			
パレット、台車			
ローラーコンベアー			
テント			
防水用ブルーシート			
指示灯			
トランシーバー			
FAX（可搬衛星局不可の場合）			
コピー機			
照明器具			
自家発電機			
延長コードリール			

エ 物資の種類と保管方法

広域防災拠点に入ってくる物資は、大きく次の2種類に分類される。

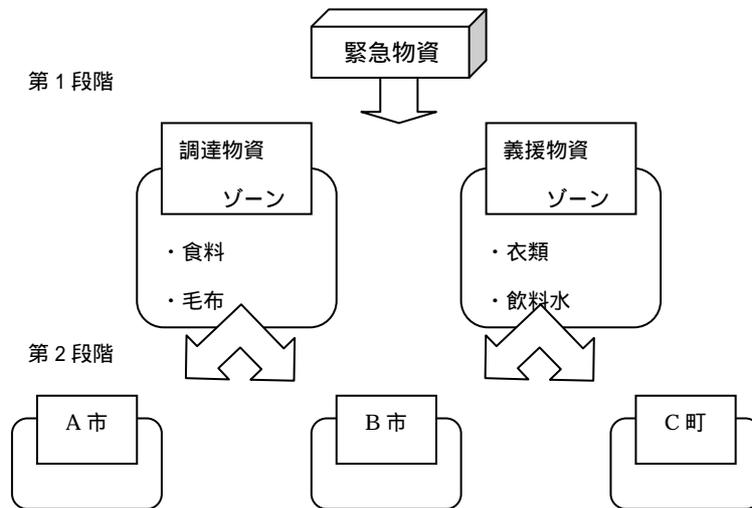
品目、数量等の受入情報が事前に連絡される調達物資(応援協定に基づく流通備蓄物資)
 義援物資 (各種団体等からの大口の物資)

事前情報がなく、突然、広域防災拠点に持ち込まれる義援物資(特に個人からの小口物資)
 物資の仕分けと保管について

広域防災拠点に持ち込まれる全ての緊急物資について、その仕分け及び保管に関して次のとおりとする。

- ・ 第1段階として、一旦、調達物資と義援物資に分けて保管する。
- ・ 第2段階として、市町村からの払出し情報及び物資担当班の配分計画に基づき関係各市町村別に分類して保管する。

* 以下に、参考として第1段階、第2段階を図で示す。

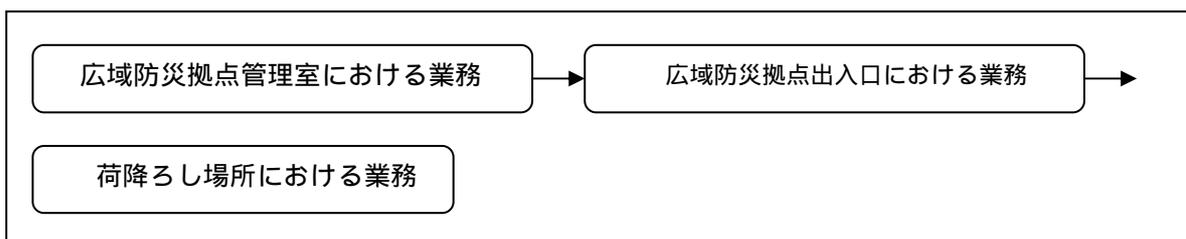


調達物資(流通備蓄物資) = 予め、災害時の応援協定を締結している企業、業界団体等から提供される物資。経費は協定に定めている者が負担する(基本的に物資提供要請者)。これに対して、義援物資は、個人・団体等から無償で提供される物資。

オ 情報に基づく物資の受入・仕分・払出方法

情報に基づく物資の受入方法

物資担当班は、物資の品目、数量等の受入情報をあらかじめ、広域防災拠点担当に伝える。その情報に基づく調達物資及び義援物資(団体からの大口物資) の取扱いは、以下のとおりである。



各段階でのポイントは以下のとおりである。

広域防災拠点管理室における業務

・受入れ情報の入手

広域防災拠点担当は、調達物資の受入れに当たっては、あらかじめ、物資担当班から受入れ情報（品目、数量、荷送り者、搬入業者、車両ナンバー、搬入者、到着予定日時、調達又は義援の別）を入手する。また、義援申し出の連絡が事前に入ってくると予想される義援物資についても、同様とする。

・受入物資管理票（様式13 P62）の作成

広域防災拠点担当は、受入物資管理票（3枚複写）に受入れ情報と処理番号（当該広域防災拠点ごとの一連番号）を記入する。

下部MEMO欄にあつては、搬入車両の到着予定時刻等、取扱い上の留意事項や参考事項等を記入する。

広域防災拠点担当は、受入物資管理票（正・副2枚）を受入担当に渡し、控えについては自己で保管する。

広域防災拠点出入口における業務

・搬入車両到着後の業務は以下のとおりである。

広域防災拠点担当は、搬入車両の予定到着時間等を控えておく。

該当する搬入車両が広域防災拠点に到着した時は、入出管理簿（様式14 P63）に必要事項（受付番号、月日、入所時間、車両ナンバー、搬入業者氏名、品目）を記入する。

車両を調達物資若しくは大口の義援物資の荷降ろし場所に誘導する。

広域防災拠点担当は、受入担当に搬入車両の到着を無線（トランシーバー）等で連絡する。

搬入車両が退所する時は入出管理簿に退所時間を記入し広域防災拠点の外へ誘導する。

荷降ろし場所における業務

・受入担当は、受入物資管理票（正・副2枚）により、品目、荷送り者、搬入業者（電話）、車両ナンバー、搬入業者氏名を確認し、荷降ろし場所を指示する。

・受入担当は、荷降ろし担当（作業員）を指揮し、物資を仕分けゾーンへ荷降ろしさせる。

・荷降ろし作業の際に、品目、数量を確認し、数量項目の実数欄に実際に受入れた数量を記入する。そして受入物資管理票（正・副2枚）の処理欄の受入れ日時を記入する。

・受入担当は、受入物資管理票（正・副2部）の処理欄の荷受け証明発行欄にサイン後、荷受け証明書として、副を搬入者に渡す。その際、搬入業者から納品書に受領印又はサインを求められたときは、品目、数量を正確に確認の上、受入担当が同納品書に押印又はサインをする。

・受入担当は、物資の荷降ろしが終了し次第、車両を出口に誘導するとともに、広域防災拠点担当に無線にて車両が退所する旨を連絡し引き継ぐ。

事前に連絡なく運び込まれる物資への対応

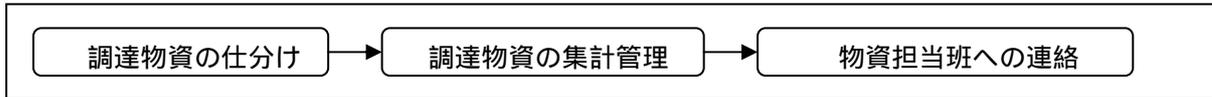
個人からの義援物資については、広域防災拠点では原則受け取らない。ただし、受入れざるを得ない小口の義援物資等は、できる限り周辺市町村の避難所等を紹介する。

物資の仕分け方法

広域防災拠点に運び込まれた緊急物資については、調達物資の仕分けゾーンと義援物資の仕分けゾーンでそれぞれ品目ごとに仕分けて管理する。

特に調達物資については、後に経費負担がかかることから、より適正な管理が必要とされる。

調達物資の仕分けの手順は以下のとおりである。



各段階でのポイントは以下のとおりである。

調達物資の仕分け

- ・仕分け担当は、物資を品目ごとに仕分けする。

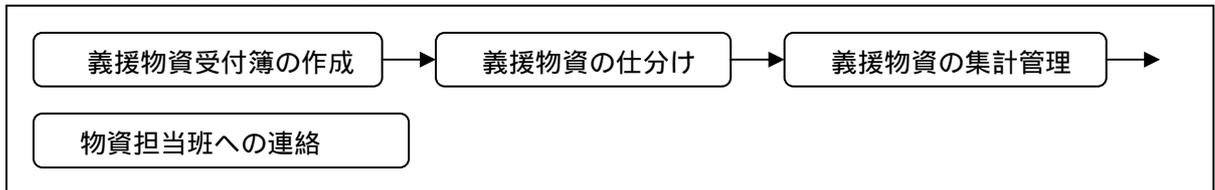
調達物資の集計管理

- ・広域防災拠点担当は、受入担当から受け取った受入物資管理票（正）により、調達物資管理集計表（様式15 P64）を作成し、品目ごと搬入量と在庫量を管理する。なお管理集計表についてはエクセルシートを活用することが望ましい。

物資担当班への連絡

- ・管理担当は、定期的（連絡があった場合はその都度）に、在庫量を広域防災拠点担当を通して物資担当班に報告する。

義援物資の仕分けの手順は以下のとおりである。



各段階でのポイントは以下のとおりである。

義援物資受付簿の作成

- ・受入担当は、義援物資の箱に添付された伝票等により、義援物資受付簿（様式17 P66）に、荷送り者の氏名、住所、品目、数量等を記入する。その後受付終了した物資（箱）に受付済みのマーク **済** を記入する。

義援物資の仕分け

- ・仕分け担当（作業員）は、物資を品目ごとに仕分け、品目別に義援物資保管場所に保管する。開梱が必要な宅配便等は、ボランティアが中心となって仕分け作業を行う。

義援物資の集計管理

- ・広域防災拠点担当は、品目ごとに分けられた物資の数量を確認し、義援物資管理集計表（様式16 P65）を作成し、品目ごと搬入量と在庫量を管理する。なお、管理集計表については、エクセルシートを活用することが望ましい。

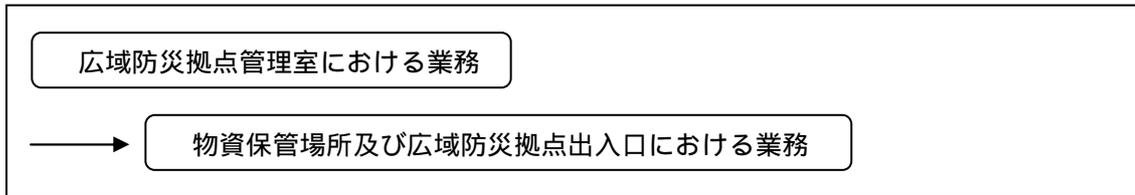
物資担当班への連絡

- ・広域防災拠点担当は、定期的（連絡があった場合はその都度）に、在庫量を物資担当班に報告する。

物資の払出し方法

管内市町村への物資の払出しにあたっては、予め、物資担当班から払出し情報（日時、委託業者等）を入手し、払い出すものとする。

物資の払出しの手順は以下のとおりである。



各段階でのポイントは以下のとおりである。

広域防災拠点管理室における業務

- ・払出し情報の入手

広域防災拠点担当は、物資の払出しにあたり、予め、物資担当班から払出し先市町村の払出し情報（品目、数量、搬出業者、搬出者、到着予定日時等）を入手する。物資の払出しにあたり、市町村が輸送業者や自主防災組織要員等に輸送を依頼する場合は原則として市町村職員の随行又は立会いを求める。

- ・払出物資管理票（様式18 P67）の作成

広域防災拠点担当は、払出物資管理票（3枚複写）に払出し情報と処理番号を記入し、払出担当に払出物資管理票（正・副2枚）を渡し、控えは自己で保管する。同時に配布先市町村名、搬出業者名、到着予定日時を払出担当に無線連絡する。

物資保管場所及び広域防災拠点出入口における業務

- ・市町村別物資の仕分け

払出担当は、仕分け担当に必要な指示等を行い、払出物資管理票に基づき、保管されている物資を市町村別に仕分けさせる。また義援物資の配分については、物資担当班からの配送計画を受けて、管内市町村ごとに仕分けする。

- ・搬出車両の到着

広域防災拠点担当は、搬出車両に関する事前情報を記録しておく。その後、市町村からの搬出車両が到着した時は、入出管理簿を作成し、同車両を積込み場所に誘導するとともに払出担当に搬出車両の到着を無線で連絡する。

- ・物資の積込みと荷送り証明書の発行

払出担当は、払出物資管理票（正・副2枚）により、配布先市町村、搬出業者、搬出者を確認する。

払出担当は、積込み担当に必要な指示等を行い、搬出車両に物資を積込ませる。

払出担当は、積込み作業の際に、品目、数量を確認し、払出物資管理票（正・副2枚）の処理欄の払出し日時を記入するとともに同受領者サイン欄に搬出者のサインをもらう。この際、市町村の欄には随行職員の氏名を、搬出業者の欄には搬出業者、作業員の代表者にサインをもらう。

払出担当は、上記サイン後、荷送り証明として払出物資管理票（副）を原則として随行市町村職員に渡す。場合によっては、搬出業者に渡す。

払出担当は、積込みの完了した車両を広域防災拠点出入口に誘導する。

・搬出車両の退所

広域防災拠点担当は、搬出車両が物資を積込み、退所するに際して出入管理簿にその退所時刻を記入するとともに広域防災拠点の外に誘導する。

・物資の集計管理

広域防災拠点担当は、払出担当から受け取った払出物資管理票（正）により、調達物資管理集計表、義援物資管理集計表をそれぞれ作成し、物資の搬出と在庫量を広域防災拠点管理室長に報告する。

・物資担当班への連絡

広域防災拠点担当は、定期的（連絡があった場合はその都度）に、在庫量を物資担当班に報告する。

業者委託の考え方と手順

緊急物資の荷さばき（輸送）業務の委託は、市町村から緊急物資の調達要請があり、かつ、広域防災拠点において大量の調達物資や義援物資の取扱いが見込まれる場合に、物資担当班と広域防災拠点担当とで業者選定などの委託の準備を進める。なお、道路の途絶などの状況により、府県が航空輸送及び海上輸送を実施する場合には、防災ヘリポート及び港湾から広域防災拠点までの輸送業務についても委託する。委託する際のポイントは以下のとおりである。

委託の時期

- ・市町村から物資調達の要請が多数あり、当該広域防災拠点において大量の調達物資の取扱いが予想されるとき。
- ・業界団体や企業などから義援物資の搬入の情報が有り、広域防災拠点で大量の義援物資の取扱いが予想されるとき。

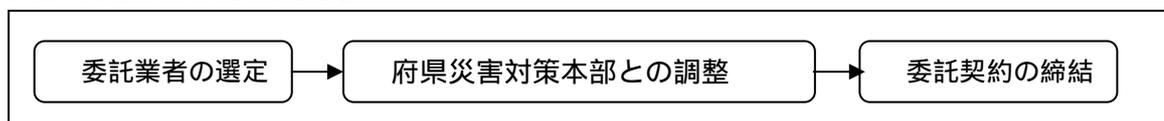
委託業務の範囲

- ・委託する業務の範囲は、広域防災拠点の管理・運営のうち、荷さばき（荷降ろし、仕分け、積込み）業務及び航空輸送及び海上輸送における、防災ヘリポート及び港湾から広域防災拠点までの輸送業務とする。
- ・基本的に宅配便など小口の義援物資の仕分けについては、なるべくボランティア要員等を充て業者委託はしない。

委託業務の管理

- ・広域防災拠点担当は、委託業務に係る荷さばき作業員数、作業時間や輸送の状況を毎日記録するとともに、受託者より提出されている「緊急物資荷さばき（輸送）業務実施計画書」（受託者所定様式）の内容に変更がないか確認する。

委託の手順は以下のとおりである。



各段階でのポイントは以下のとおりである。

委託業者の選定

- ・あらかじめ協定を締結している業者に受託の可否を確認する。

府県災害対策本部との調整

- ・広域防災拠点担当は、物資担当班に業者委託したい旨を連絡するとともに、委託業者、委託期間、委託業務の範囲及び輸送エリアについて調整を図る。委託業務を実施する場合は、物資担当班が中心となり、予算の確保、令達を行う。また、委託期間については、災害救助法の適用期間を考慮して調整する。なお、本庁執行の場合は、委託業務は物資担当班が担う。

委託契約の締結

- ・業務委託に係る立案から契約の締結、支払い等については、府県財務規則に基づいて施行する。

カ 流通備蓄（企業、関係団体、NPO法人等からの提供物資＝災害時の応援協定に基づく）各府県とも、災害対策本部体制の中で、企業等から提供される救援物資（＝流通備蓄）について災害時における物資提供に関する応援協定を締結しているため、調達所管部局に支援ニーズ等を伝え、救援物資の確保、調達に努めてもらうよう依頼する（様式 19 P68）。救援物資の受入れに関しては、支援ニーズに基づき、府県から企業等に働きかける場合と、企業等からの提案の2パターンが想定される。

キ 被災府県内の道路、港湾、ヘリポート等の被害程度の把握

道路等の管理者に被害状況を聞き取り、整理のうえ、他府県に応援を求める場合は、交通経路、手段等について情報提供する。受援側で情報を収集する余裕がない場合は、応援府県側で情報収集し、どのような経路、手段で物資を集積し、避難所に向けて配送するかを決定する。

参考：平成 23 年台風第 12 号災害では、国交省が大きな被害を受けた紀伊半島エリアの道路通行状況をホンダ車のインターナビ及びパイオニアのスマートループを活用して把握し、情報提供した。今後も大災害時には、活用できると考えられるため、その動向に留意する必要がある。（資料編 P67 ITS Japan を参照）

ク 民間事業者（運輸会社、倉庫会社）の活用

「東南海・南海地震等の想定地域における民間の施設・ノウハウを活用した災害に強い物流システムの構築に関する協議会」で登録された民間の物流事業者（運輸会社、倉庫会社）の活用を検討する。（資料編 P44～56 参照）

活用内容は、次の事項が考えられる。

幹線輸送

物資拠点の提供、開設、運営（民間事業者所有の拠点）

地域内輸送

避難所への配送

府県災害対策本部における物流に関するアドバイザーとしての助言

なお、各府県とも当該府県内のトラック協会とは災害時の応援協定を締結しているが、倉庫協会と協定を締結しているのは、関西広域連合構成府県、連携県の中では和歌山県、兵庫県（H25.1.17 現在）であり、今後、各府県とも団体との協定締結を進める。

ケ 輸送手段についての検討、連絡調整

道路の被害状況を管理者に確認し、物資の搬送ルートを検討する。陸路の最適ルートを決するため、民間物流事業者・団体に対し府県災害対策本部へ、アドバイザーの派遣要請をすることも検討する。陸路だけで対応できない場合は、海上輸送路、空路についても検討する。

(1) 輸送ルート・交通手段等の情報集約

- ・道路の被害状況（通行止め箇所の確認）、ヘリポートの被害状況
- ・鉄道、港湾施設の被害状況

(2) 輸送ルートの確立

- ・緊急輸送道路等を除く輸送に関する通行情報等の収集、伝達

- ・府県警察本部、道路所管部局、市町村等に連絡し通行可能ルートに関する情報を収集する
- ・通行情報を府県トラック協会、防災拠点等関係機関に FAX で伝達する。

コ 災害派遣等従事車両証明の取扱い

(1) 目的

被災地域への緊急輸送物資搬送、技術者派遣等のため、府縣市町村及び関係機関が高速道路を利活用する必要がある場合に、高速道路事業者に対して提示することにより、有料高速道路を無償使用できるもの。(道路整備特別措置法の規定により、災害救助のための車両については、各高速道路会社、各地方道路公社等が管理する有料道路の料金が免除されていることに基づく措置)

(2) 車両(使用者)

被災者の避難所または被災した府縣市町村の災害対策本部(物資集積所を含む)への支援物資輸送または技術者派遣のために使用する車両

自治体が災害救援のために使用する車両

自治体、社会福祉協議会、日本赤十字社もしくはライフライン関係機関等から、災害救助の依頼、要請、承諾、確認を受けていることが証明(原則書面とするが電話も可能)される場合の民間企業(ボランティア団体含む)が使用する車両

災害ボランティアセンター等が依頼、要請、承諾、確認等を受けていることが証明(原則書面とするが電話も可能)される場合のボランティア団体や個人が使用する車両

(3) 適用期間

承諾の日から平成 年 月 日まで

(概ね災害発生から1か月を想定。延長が必要な場合は、別途協議する。)

(4) 対象道路

高速道路株式会社(ただし府県内に限る)

道路公社

(平成23年台風第15号の兵庫県の例)

災害派遣等従事車両証明の取扱いを依頼する場合の考え方

- ・府県内で災害救助法を適用する災害が発生した場合
- ・災害救助法を適用しない災害であっても、社会的影響が大きい災害、他府県の状況を鑑みて、従事車両証明の取扱いを行わないことが、迅速な救助の妨げとなる可能性がある場合(例:被災地で災害ボランティアセンター等が設置され、現に活動が実施される場合など)

台風第12号の際には、淡路3市の被害が大きく、本州から淡路島内へ車両で移動する場合は、神戸淡路鳴門自動車道を使用するしか方法がなく、料金免除が支援に有効であると考えられたことから、知事名で、(4)の対象道路の長あて依頼文書を発出した。

サ 緊急通行車両確認標章の交付

災害対策基本法第76条第1項に、府県公安委員会は災害時において災害の発生に伴う交通の危険を防止するとともに、災害応急対策に従事する者又はこれに必要な物資、資材の広域にわたる輸送を確保するため緊急の必要がある場合、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限す

ることができる」と規定されている。

交通の規制後に、緊急通行車両が、交通規制区間を通行するための手続きは、災害対策基本法施行令第33条に基づき知事又は府県公安委員会が行うこととされている。道路整備特別措置法第24条第1項には、高速自動車国道又は自動車専用道路を通行する車両から料金等を徴収するよう定めているが、同項ただし書きにおいて、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車その他政令で定める車両については、この限りではないとされている。

(2) 応援府県の対応

物資の提供

- (1) 被災府県の対応 関西広域連合 応援府県等への応援要請 (P22~23) 物資集積・配送拠点の開設・運営 (P24~35) を参照。

応援計画の作成及び連絡

ア 応援実績の報告及びとりまとめ

応援を行った府県は、広域連合の求めにより、応援実績を関西広域連合・受援実施要綱で定める応援実績報告書(様式4-1~4-3 P47~51)により広域連合へ報告するものとする。広域連合は、府県の応援実績をとりまとめ、広域連合構成府県の被災地支援状況(様式5 P52~54)により公表するものとする。

応援・受援に係る手続きの流れ



イ 応援に係る経費の負担等

- (1) 被災府県の対応 関西広域連合・応援府県等への応援要請イ 応援に係る経費の負担等 (P22~23) を参照。

ウ 応援に係る経費の請求

- (1) 被災府県の対応 関西広域連合・応援府県等への応援要請ウ 応援に係る経費の請求 (P23) を参照。

輸送手段の確保

- (1) 被災府県の対応 物資集積・配送拠点の開設・運営、キ 被災府県内の道路、港湾、ヘリポート等の被害程度の把握(P33) ク 民間事業者(運輸会社、倉庫会社)の活用(P33) ケ 輸送手段についての検討、連絡調整(P33~34) コ 災害派遣等従事車両証明の取扱い(P34) サ 緊急通行車両確認標章の交付(P34~35) を参照。

輸送に伴う諸手続

- (1) 被災府県の対応 物資集積・配送拠点の開設・運営、キ 被災府県内の道路、港湾、ヘリポート等の被害程度の把握(P33) ク 民間事業者(運輸会社、倉庫会社)の活用(P33)

ケ 輸送手段についての検討、連絡調整 (P33～34) コ 災害派遣等従事車両証明の取扱い (P34) サ 緊急通行車両確認標章の交付 (P34～35) を参照。

(3) 関西広域連合の対応

応援の割り当て 記載内容は関西広域応援・受援実施要綱より抜粋

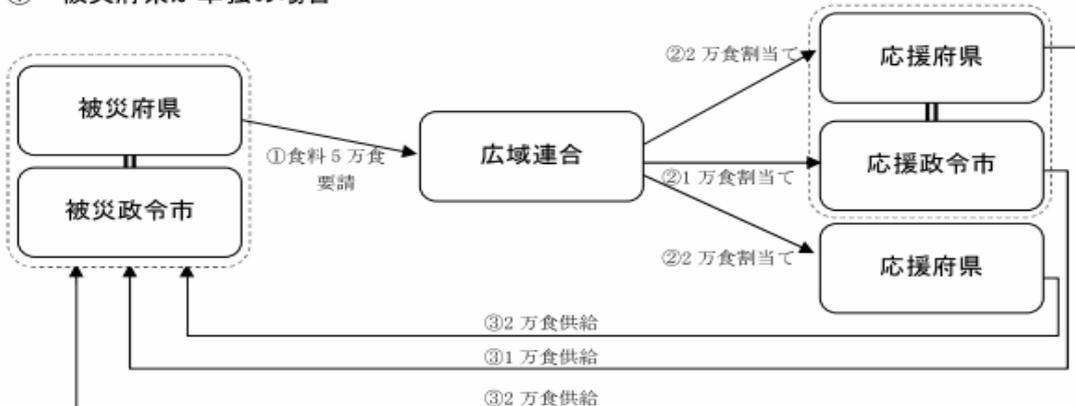
応援内容及び応援先の割り当ては、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づく福井県、三重県及び奈良県との協議を踏まえ、構成団体及び連携県と調整の上、広域連合が行う。

被災府県が複数の場合は、応援の集中を避けることができる(応援の空白エリアを生じさせない)責任を持った応援を迅速かつ継続的に展開できる、という観点から、原則として、応援府県・政令市に特定の応援先となる被災府県を割り当てるカウンターパート方式をとる。この場合、応援府県と当該応援府県管内の応援政令市には、同一の被災府県を割り当てる。

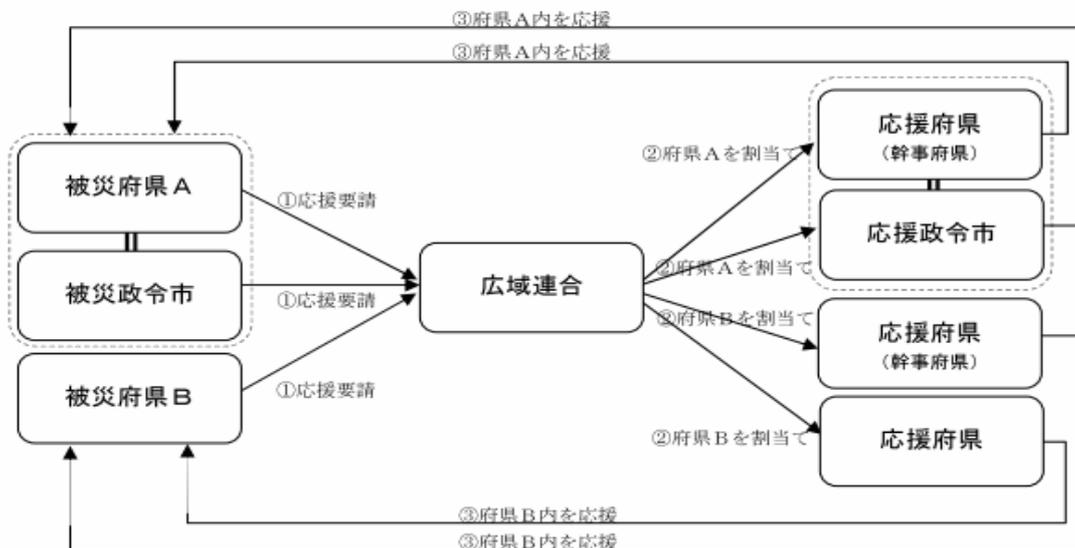
カウンターパート方式をとる場合においては、広域連合及び応援府県で協議の上、同一の被災府県を割り当てられた応援府県の中から幹事府県を決定し、円滑に連絡調整を行う。(詳細は関西広域応援・受援実施要綱「第3章 2(3)カウンターパート方式による応援・受援」(p.35)参照)

<応援の割り当ての例>

① 被災府県が単独の場合



② 被災府県が複数の場合 (カウンターパート方式)



物資調整チームの設置

関西広域連合広域防災局の災害対策（支援）本部事務局での物資調整チームの業務は次の通りである。

班 名	人 員	業 務
物資調整チーム	5人程度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構成団体及び連携県の送付可能物資の把握 ・ 企業等からの寄付申し出の対応、把握 ・ 構成団体及び連携県間の物資の需給調整 ・ 構成団体及び連携県の物資送付状況の把握 ・ その他物資の応援・受援に関すること

1 上記のほか被災実態に応じて編成する。

2 時期により、必要人員に偏りが生じることから柔軟に他の班を応援するとともに、必要に応じて班員の人数を調整する。

物資調整チームは、被災府県及び応援府県から物資に係る被災状況、応援ニーズの情報を収集する。

応援の実施

関西広域連合は、構成府県及び連携県から応援要請を受けたときは、速やかに他の構成団体及び連携県と調整の上、応援の割当てを決定し「応援計画書」（様式3 P46）により応援要請府県と応援団体に連絡する。ただし、その暇がない場合は、口頭又は電子メール等により連絡を行い、後に速やかに押印文書を提出する。応援の割当てを受けた構成団体及び連携県は、速やかに応援要請府県と連絡を取り合い、応援を開始する。

また、広域連合は、構成団体及び連携県による相互応援だけでは対応が困難な場合は、物資や要員の不足の程度や他圏域の被害状況を勘案して、九州地方知事会（根拠：関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定）又は中部圏知事会若しくは全国知事会（根拠：全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定）に応援を要請する。

他圏域からの応援はカウンターパート方式により受け入れることを基本とし、カウンターパートの組合せは、広域連合が、構成団体、連携県及び他圏域の知事会と調整して決定する。

物資の需給調整

（1）被災府県の対応（P20～35）、（2）応援府県の対応（P36～37）を参照に応援ニーズに基づき物資の需給調整を行う。

物資配送システムの確立及び広域輸送ルートの確保

（1）被災府県の対応（P20～35）、（2）応援府県の対応（P36～37）を参照に救援物資を迅速に被災地へ送付するルートを確認するため、関係機関への協力依頼、調整を行う。

< 物資、燃料等の供給に係る協力依頼、調整先 >

中央省庁（物資供給支援）

- ・ 厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、資源エネルギー庁、国土交通省

国出先機関（物資供給支援）

- ・ 地方農政局、地方経済産業局、地方総合通信局、地方運輸局、神戸運輸監理部

広域実動機関（輸送支援）

- ・ 近畿管区警察局、近畿運輸局、海上保安庁

応援協定ブロック等（物資供給支援）

- ・ 全国知事会、中部圏知事会、九州地方知事会

企業、団体、ボランティア等（物資供給支援）

- ・ 製造業者、府県トラック協会、府県倉庫協会、海運事業者、米穀卸業者、弁当業者、コンビニ、ボランティアセンター、社会福祉協議会、ヘリコプター業者、関西経済連合会等

応援実績のとりまとめ及び公表

広域連合は、応援を実施した府県に「応援実績報告書」（様式4 - 1 ~ 4 - 3 P47 ~ 51）の提出を依頼するとともに、府県の応援実績をとりまとめ、「（災害等の名称）について」（様式5 P52 ~ 54）により公表する。

(4) 様式

様 式

- 様式 1 (災害等の名称) における関西府県・政令市の体制及び被害状況
- 様式 2 - 1 応援要請書
- 様式 2 - 2 応援要請 (計画) 内訳書 1 (職員の派遣)
- 様式 2 - 3 応援要請 (計画) 内訳書 2 (物資・資機材の提供)
- 様式 2 - 4 応援要請 (計画) 内訳書 3 (その他)
- 様式 3 応援計画書
- 様式 4 - 1 応援実績報告書 1 (職員の派遣)
- 様式 4 - 2 応援実績報告書 2 (物資・資機材の提供)
- 様式 4 - 3 応援実績報告書 3 (避難者等の受入れ)
- 様式 5 (災害等の名称) について (報道発表資料)
- 様式 6 避難所情報
- 様式 7 被災市町村で確保できる必要物資・資機材
- 様式 8 被災市町村必要物資 (品目・数量) 算出表
- 様式 9 広域防災拠点の開設、被害状況確認
- 様式 10 広域防災拠点 供給可能物資・資機材備蓄状況の確認表
- 様式 11 広域防災拠点の開設指示表
- 様式 12 作業要員受付名簿 (参考)
- 様式 13 受入物資管理票
- 様式 14 入出管理簿
- 様式 15 調達物資管理集計表
- 様式 16 義援物資管理集計表
- 様式 17 義援物資受付簿
- 様式 18 払出物資管理票
- 様式 19 流通備蓄の把握状況表

(様式1)

(危機の名称)における関西府県の体制及び被害状況

年 月 日 時現在

区分	団体名	体制	被害状況							避難状況				備考		
			人的被害			住家被害				避難準備情報		自主避難				
			死者(人)	行方不明者(人)	負傷者(人)	全壊(棟)	半壊(棟)	一部破損(棟)	床上浸水(棟)	床下浸水(棟)	避難準備情報(世帯)	指示による避難(人)	自主避難(世帯)		自主避難(人)	
関西広域連合 構成団体	記入例	災害警戒本部 (月 日 時 分設置) 災害対策本部 (月 日 時 分設置)	17	28	4	53	6	15	226	186	6,183	28,467	119	215		
	滋賀県	(月 日 時 分設置)														
	京都府	(月 日 時 分設置)														
	京都市	(月 日 時 分設置)														
	大阪府	(月 日 時 分設置)														
	大阪市	(月 日 時 分設置)														
	堺市	(月 日 時 分設置)														
	兵庫県	(月 日 時 分設置)														
	神戸市	(月 日 時 分設置)														
	和歌山県	(月 日 時 分設置)														
連携県	徳島県	(月 日 時 分設置)														
	福井県	(月 日 時 分設置)														
	三重県	(月 日 時 分設置)														
	奈良県	(月 日 時 分設置)														
	鳥取県	(月 日 時 分設置)														
合計																

- 可能な限り内容を明記すること。
- 前回からの変更箇所には下線を付けること。

(様式2 - 1)

第 号
平成 年 月 日

関西広域連合長 あて

要請府県知事名 印

応 援 要 請 書

関西広域応援・受援実施要綱、関西広域連合と鳥取県との危機発生時の相互応援に関する覚書及び近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づき、下記のとおり応援を要請します。

(鳥取県が要請する場合)

関西広域連合と鳥取県との危機発生時の相互応援に関する覚書に基づき、下記のとおり応援を要請します。

(福井県、三重県及び奈良県が要請する場合)

近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

1 応援を要請する理由

2 添付書類

- ・ 体制及び被害状況(様式1)
- ・ 応援要請内訳書1(様式2 - 2)から応援要請内訳書3(様式2 - 4)

3 連絡先

担当部署名

担当者名

電話番号

FAX番号

E-mail

当該様式は初回のみ提出し、以降は随時、応援要請内訳書1(様式2 - 2)から応援要請内訳書3(様式2 - 4)のみを関西広域連合(カウンターパート方式による場合は自府県を応援する幹事府県)に提出すること。

(様式2 - 2)

応援要請(計画)内訳書1(職員の派遣)

年 月 日 時作成

	団体名	担当部署名	担当者名	電話番号	FAX番号	E-mail
被 応 援 府 県						
応 援 計 画 内 訳 書 作 成 団 体						

応援要請内訳(被応援府県記入欄)								応援計画内訳(応援計画内訳書作成団体記入欄)					
応援要請内訳書1作成月日時	職種	活動内容	人員	期間	場 所 1	交通手段 2	連絡先 担当部署名 担当者名 電話/FAX番号 E-mail	応援府県名	人員	期間	場 所	交通手段	連絡先 担当部署名 担当者名 電話/FAX番号 E-mail
記入例								県	5人	00月00日 ~ 00月00日	土木事務所 (市)	電車	課 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg.jp
00月00日 00時	土木職	道路災害復旧 事業(設計書 作成等)	30人	00月00日 ~ 00月00日	土木事務所 (市) ほか 詳細は右記担当部署と調 整してください。	陸路可	課 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg.jp	府	10人	00月00日 ~ 00月00日	土木事務所 5人 (市) × × 土木事務所 5人 (市)	電車、バス	課 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg.jp
								県	5人	00月00日 ~ 00月00日	土木事務所 (市)	公用車	課 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg.jp
									残10人		全国知事会を通じて他ブ ロックの都道県に要請中		

- 1 可能な限り場所のわかる地図等を添付すること。
- 2 交通手段欄に陸路の可・不可を記入すること。また、陸路が不可の場合は、空路(最寄りヘリポート等)又は水路(最寄り港湾等)を記入すること。
- 3 可能な限り内容を明記すること。
- 4 随時更新し提出すること。(充足した職種は削除し、不足している職種のみ記載すること。)
- 5 この様式は必要に応じて適宜修正できるものとする。

(様式2 - 3)

応援要請(計画)内訳書2(物資・資機材の提供)

年 月 日 時作成

	団体名	担当部署名	担当者名	電話番号	FAX番号	E-mail
被 応 援 府 県						
応援計画内訳書作成団体						

応援要請内訳(被応援府県記入欄)								応援計画内訳(応援計画内訳書作成団体記入欄)									
応援要請内訳書2 作成日時	必要時期	品目	規格・用途	数量		場 所 1	輸送手段 2	連絡先 担当部署名 担当者名 電話/FAX番号 E-mail	応援府県名	発送時期	品目	規格	数量		場 所	輸送手段	連絡先 担当部署名 担当者名 電話/FAX番号 E-mail
				単位									単位				
記入例																	
00月00日 00時	00月00日 ~未定	食料	調理が簡単なもの	100,000	食	県 市、 町内 詳細は右記担当部署と調整してください。	陸路可	課 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg.jp	県	00月00日	アルファ化米		30,000	食	県 市 体育館	陸路 トラック台 運輸(株)	課 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg.jp
									府	00月00日	アルファ化米	五目ごはん 100g/袋	40,000	食	県 市 センター	陸路 トラック台 運輸(株)	課 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg.jp
									県	00月00日	乾パン	100g/缶	10,000	缶	県 町 体育館	陸路 トラック台 運輸(株)	課 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg.jp
													残20,000	食	全国知事会を通じて他ブロックの都道県に要請中		

- 1 可能な限り場所のわかる地図等を添付すること。
- 2 輸送手段欄に陸路の可・不可を記入すること。また、陸路が不可の場合は、空路(最寄りヘリポート等)又は水路(最寄り港湾等)を記入すること。
- 3 可能な限り内容を明記すること。
- 4 随時更新し提出すること。(充足した品目は削除し、不足している品目のみ記載すること。)
- 5 この様式は必要に応じて適宜修正できるものとする。

(様式2 - 4)

応援要請(計画)内訳書3(その他)

年 月 日 時作成

	団体名	担当部署名	担当者名	電話番号	FAX番号	E-mail
被 応 援 府 県						
応援計画内訳書作成団体						

応援要請内訳(被災府県記入欄)						応援計画内訳(応援計画内訳書作成団体記入欄)					
応援要請 内訳書3 作成月日時	内 容	要請元等	期 間	備 考	連絡先 担当部署名 担当者名 電話/FAX番号 E-mail	応援府県名	内 容	受入れ先等	期 間	備 考	連絡先 担当部署名 担当者名 電話/FAX番号 E-mail
記入例 00月00日 00時	避難者の受入れ (避難者数約300名)	市	00月00日～ (1か月程度)	移動用バスは被災 府県で確保可	課 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg .jp	府	避難者の受入れ (避難者数約300名)	総合体育館 (市)	00月00日～ (1か月程度)		課 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg .jp
00月00日 00時	傷病者の受入れ (傷病者1名)	病院 (市)	00月00日～ (終期未定)	疾患 市の救急車に て搬送予定	課 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg .jp	県	傷病者の受入れ (傷病者1名)	病院 (市)	00月00日～ (終期未定)		課 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg .jp
00月00日 00時	遺体の火葬 (遺体100体)	町	00月00日～	搬送手段は被災府 県で確保可	課 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg .jp	県	遺体の火葬 (遺体100体)	火葬場 (市)	00月00日～		課 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg .jp
00月00日 00時	災害廃棄物の処理 (可燃物10万トン)	市	00月00日～		課 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg .jp	府	災害廃棄物の処理 (可燃物7万トン)	処分場 (市)	00月00日～		課 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg .jp
						県	災害廃棄物の処理 (可燃物3万トン)	処分場 (市)	00月00日～		課 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg .jp

- 可能な限り内容を明記すること。
- 随時更新し提出すること。(既済の案件は削除し、未済の案件のみ記載すること。)
- この様式は必要に応じて適宜修正できるものとする。

(様式3)

平成 第 年 月 日

被応援府県知事、応援府県知事及び応援政令市長 あて

関西広域連合長 印

応援計画書

関西広域応援・受援実施要綱、関西広域連合と鳥取県との危機発生時の相互応援に関する覚書及び近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づき、下記のとおり応援計画を作成したので通知します。

(鳥取県に通知する場合)

関西広域連合と鳥取県との危機発生時の相互応援に関する覚書に基づき、下記のとおり応援計画を作成したので通知します。

(福井県、三重県及び奈良県に通知する場合)

近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づき、下記のとおり応援計画を作成したので通知します。

記

1 被応援府県名及び応援を要請する理由

2 応援の割当て

(通常の場合(カウンターパート方式によらない場合))

別添の応援計画内訳書1(様式2-2)から応援計画内訳書3(様式2-4)のとおり

(カウンターパート方式による場合)

被応援府県名	左記府県を応援する府県名

被応援府県は、自府県を応援する府県に、応援要請内訳書1(様式2-2)から応援要請内訳書3(様式2-4)を随時提出すること。

3 添付書類

- ・ 応援要請書の写し
- ・ 応援計画内訳書1(様式2-2)から応援計画内訳書3(様式2-4)(カウンターパート方式による場合は応援要請内訳書1から応援要請内訳書3の写し)

4 連絡先

担当部署名

担当者名

電話番号

FAX番号

E-mail

当該様式は初回のみ発出し、以降は随時、応援計画内訳書1(様式2-2)から応援計画内訳書3(様式2-4)のみを発出すること。

(様式4 - 1)

応援実績報告書1 (職員の派遣)

(年 月 日現在)

(短期派遣(公務出張による派遣)が中心で派遣内容の変動が多い場合)

派遣先	業務区分	業務内容	派遣元自治体										合計				
			月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日					
都道府県内の自治体	連絡要員	現地支援本部、 現地連絡所等における 情報収集・伝達	滋賀県	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
			京都府														
			京都市														
			大阪府														
			大阪市														
			堺市														
			兵庫県														
			神戸市														
			和歌山県														
			徳島県														
			福井県														
	三重県																
	奈良県																
	鳥取県																
	小計																
	医療対策	医師、看護師、 薬剤師等による 救護所等での医療 活動に関する支援	滋賀県														
			京都府														
			京都市														
			大阪府														
			大阪市														
			堺市														
			兵庫県														
			神戸市														
			和歌山県														
			徳島県														
			福井県														
	三重県																
	奈良県																
	鳥取県																
	小計																
	避難所運営	避難所の管理・ 運営に関する支援	滋賀県														
			京都府														
			京都市														
			大阪府														
			大阪市														
			堺市														
			兵庫県														
			神戸市														
			和歌山県														
			徳島県														
			福井県														
三重県																	
奈良県																	
鳥取県																	
小計																	
物資供給	食料、飲料水、 生活必需品等の 搬送・受入れ等 に関する支援	滋賀県															
		京都府															
		京都市															
		大阪府															
		大阪市															
		堺市															
		兵庫県															
		神戸市															
		和歌山県															
		徳島県															
		福井県															
三重県																	
奈良県																	
鳥取県																	
小計																	
健康対策	保健師等による 避難所等での被災 者の健康管理、心 のケア等 に関する支援	滋賀県															
		京都府															
		京都市															
		大阪府															
		大阪市															
		堺市															
		兵庫県															
		神戸市															
		和歌山県															
		徳島県															
		福井県															
三重県																	
奈良県																	
鳥取県																	
小計																	

派遣先	業務区分	業務内容	派遣元自治体	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	合計		
都道府県内の自治体	住宅対策	建築職員等による被災建築物応急危険度判定、家屋被害調査、応急仮設住宅の整備、災害公営住宅の整備等に関する支援	滋賀県															
			京都府															
			京都市															
			大阪府															
			大阪市															
			堺市															
			兵庫県															
			神戸市															
			和歌山県															
			徳島県															
			福井県															
			三重県															
			奈良県															
			鳥取県															
			小計															
				公共土木施設等の復旧	土木職員、建築職員等による公共土木施設、農林水産施設、公共建築物等の復旧に関する支援	滋賀県												
京都府																		
京都市																		
大阪府																		
大阪市																		
堺市																		
兵庫県																		
神戸市																		
和歌山県																		
徳島県																		
福井県																		
三重県																		
奈良県																		
鳥取県																		
小計																		
	ライフラインの復旧	土木職員等による水道、下水道の復旧に関する支援				滋賀県												
			京都府															
			京都市															
			大阪府															
			大阪市															
			堺市															
			兵庫県															
			神戸市															
			和歌山県															
			徳島県															
			福井県															
			三重県															
			奈良県															
			鳥取県															
			小計															
				教育対策	教員等による学校教育、児童・生徒の心のケアに関する支援	滋賀県												
京都府																		
京都市																		
大阪府																		
大阪市																		
堺市																		
兵庫県																		
神戸市																		
和歌山県																		
徳島県																		
福井県																		
三重県																		
奈良県																		
鳥取県																		
小計																		
	その他	罹災証明発行等の市町村業務、ボランティアの受入れ、し尿処理、動物愛護、文化財修復、災害対策本部業務等、上記以外の支援				滋賀県												
			京都府															
			京都市															
			大阪府															
			大阪市															
			堺市															
			兵庫県															
			神戸市															
			和歌山県															
			徳島県															
			福井県															
			三重県															
			奈良県															
			鳥取県															
			小計															
			合計															

業務区分は被害状況により適宜修正するものとする。

(中長期派遣(地方自治法第252条の17に基づく派遣等)が中心で派遣内容の変動が少ない場合)

派遣先	派遣元自治体名	派遣先自治体名	期間	職種	業務内容	人数	延べ人数	
		県	H . . . - H . . .	ヶ月	職	の復旧に関する業務	人	人・日
都府県内の自治体	滋賀県							
	小計							
	京都府							
	小計							
	京都市							
	小計							
	大阪府							
	小計							
	大阪市							
	小計							
	堺市							
	小計							
	兵庫県							
	小計							
	神戸市							
	小計							
	和歌山県							
	小計							
	徳島県							
	小計							
	福井県							
小計								
三重県								
小計								
奈良県								
小計								
鳥取県								
小計								
職種別合計					職	の復旧に関する業務	人	人・日
合計								

(様式4 - 2)

応援実績報告書2 (物資・資機材の提供)

(年 月 日現在・累計)

供給先	区分	品目	単位	備蓄・調達の別	滋賀県	京都府	京都市	大阪府	大阪市	堺市	兵庫県	神戸市	和歌山県	徳島県	福井県	三重県	奈良県	鳥取県	合計		
都道府県内の自治体	食料	a アルファ化米	食	備蓄																	
				調達																	
				合計																	
		b 乾パン	食	備蓄																	
				調達																	
				合計																	
		c 即席麺	食	備蓄																	
				調達																	
				合計																	
	d 缶詰	缶	備蓄																		
			調達																		
			合計																		
	e レトルト食品	食	備蓄																		
			調達																		
			合計																		
	f パン	食	備蓄																		
			調達																		
			合計																		
	g 育児用調製粉乳	缶	備蓄																		
			調達																		
			合計																		
	h 離乳食	食	備蓄																		
			調達																		
			合計																		
	i その他	食	備蓄																		
			調達																		
			合計																		
	飲料	a 飲料水	本	備蓄																	
				調達																	
				合計																	
	b その他	本	備蓄																		
			調達																		
			合計																		
	生活必需品	a 毛布	枚	備蓄																	
				調達																	
				合計																	
		b トイレットペーパー	個	備蓄																	
				調達																	
				合計																	
		c 簡易トイレ(テント付き)	台	備蓄																	
				調達																	
				合計																	
d 簡易トイレ(テントなし)		台	備蓄																		
			調達																		
			合計																		
e 小児用おむつ		枚	備蓄																		
			調達																		
			合計																		
f 大人用おむつ	枚	備蓄																			
		調達																			
		合計																			
g 生理用品	枚	備蓄																			
		調達																			
		合計																			
h マスク	枚	備蓄																			
		調達																			
		合計																			
i 医薬品	箱	備蓄																			
		調達																			
		合計																			
j ほ乳瓶	本	備蓄																			
		調達																			
		合計																			
k 飲料水用ポリタンク	個	備蓄																			
		調達																			
		合計																			
l 飲料水用ポリ袋	袋	備蓄																			
		調達																			
		合計																			
その他	a 燃料	リットル	備蓄																		
			調達																		
			合計																		
b ブルーシート	枚	備蓄																			
		調達																			
		合計																			
c 土嚢袋	袋	備蓄																			
		調達																			
		合計																			

品目は供給状況により適宜修正するものとする。

(様式4 - 3)

応援実績報告書3 (避難者等の受入れ)

(年 月 日現在)

避難元 都道府県名	避難先 府県市名	避難者数					転入学数 (小・中・高校)
		人	世帯	人	世帯	人	
	滋賀県	人	世帯	人	世帯	人	人
	京都府	人	世帯	人	世帯	人	人
	京都市	人	世帯	人	世帯	人	人
	大阪府	人	世帯	人	世帯	人	人
	大阪市	人	世帯	人	世帯	人	人
	堺市	人	世帯	人	世帯	人	人
	兵庫県	人	世帯	人	世帯	人	人
	神戸市	人	世帯	人	世帯	人	人
	和歌山県	人	世帯	人	世帯	人	人
	徳島県	人	世帯	人	世帯	人	人
	福井県	人	世帯	人	世帯	人	人
	三重県	人	世帯	人	世帯	人	人
	奈良県	人	世帯	人	世帯	人	人
	鳥取県	人	世帯	人	世帯	人	人
	合計	人	世帯	人	世帯	人	人

各府県市で把握している数値を計上。

(様式5)

関西広域連合構成団体・連携県記者クラブ配布			
資料提供			
年月日	発表者	問合せ先	
		電話番号	担当者

(災害等の名称) について

1 災害等の概要

- (1) 発生日時
- (2) 発生場所(震源地、震源の深さ等)
- (3) その他(規模、各地の震度、津波の状況等)

2 被害状況等

区分	団体名	被害状況						避難状況					
		人的被害			住家被害			勧告による避難 避難指示・避難		自主避難			
		死者(人)	行方不明者(人)	負傷者(人)	全壊(棟)	半壊(棟)	一部破損(棟)	床上浸水(棟)	床下浸水(棟)	(世帯)	(人)	(世帯)	(人)
関西広域連合	滋賀県												
	京都府												
	京都市												
	大阪府												
	大阪市												
	堺市												
構成団体	兵庫県												
	神戸市												
連携県	和歌山県												
	徳島県												
	福井県												
	三重県												
	奈良県												
鳥取県													
合計													

関西圏域外における災害等の場合は、1及び2を省略する。

3 関西広域連合、構成団体及び連携県の主な対応

月 日
 月 日

4 被災地応援状況

(1) 構成団体及び連携県の職員派遣状況

(短期派遣(公務出張による派遣)が中心で派遣内容の変動が多い場合)

(年 月 日現在)

業 務	派 遣 先			合 計
	都道府県内の自治体	都道府県内の自治体	都道府県内の自治体	
連絡要員 (事務職員の派遣)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)
医療対策 (医師、看護師等の派遣)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)
避難所運営 (事務職員の派遣)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)
物資供給 (事務職員の派遣)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)
健康対策 (保健師等の派遣)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)
住宅対策 (建築職員等の派遣)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)
公共土木施設等の復旧 (土木職員、建築職員等の派遣)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)
ライフラインの復旧 (土木職員等の派遣)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)
教育対策 (教員等の派遣)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)
その他 (事務職員の派遣)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)
合 計	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)

構成政令市以外の市町村職員の人数は含んでいない。

(中長期派遣(地方自治法第252条の17に基づく派遣等)が中心で派遣内容の変動が少ない場合)

(年 月 日現在)

職 種	派 遣 先			合 計
	都道府県内の自治体	都道府県内の自治体	都道府県内の自治体	
(施設の復旧)	人	人	人	人
	人	人	人	人
	人	人	人	人
	人	人	人	人
合 計	人	人	人	人

派遣人数の累計	人・日 (100未満切捨)
---------	------------------

構成政令市以外の市町村職員の人数は含んでいない。

(2) 構成団体及び連携県の物資供給状況(主なもの)

(年 月 日現在・累計)

品目	供給先			合計	
	都道府県内の自治体	都道府県内の自治体	都道府県内の自治体		
食料	a アルファ化米	食	食	食	食
	b 乾パン	食	食	食	食
	c 即席麺	食	食	食	食
	d 缶詰	缶	缶	缶	缶
	e レトルト食品	食	食	食	食
	f パン	食	食	食	食
	g 育児用調整粉乳	缶	缶	缶	缶
	h 離乳食	食	食	食	食
	i その他	食	食	食	食
飲料	a 飲料水	本	本	本	本
	b その他	本	本	本	本
生活必需品	a 毛布	枚	枚	枚	枚
	b トレット [®] -P [®]	個	個	個	個
	c 簡易トイレ(テント付き)	台	台	台	台
	d 簡易トイレ(テントなし)	台	台	台	台
	e 小児用おむつ	枚	枚	枚	枚
	f 大人用おむつ	枚	枚	枚	枚
	g 生理用品	枚	枚	枚	枚
	h マスク	枚	枚	枚	枚
	i 医薬品	箱	箱	箱	箱
	j ほ乳瓶	本	本	本	本
	k 飲料水用ポリタンク	個	個	個	個
l 飲料水用ポリ袋	袋	袋	袋	袋	
その他	a 燃料	リットル	リットル	リットル	リットル
	b ブルーシート	枚	枚	枚	枚
	c 土嚢袋	袋	袋	袋	袋

構成団体及び連携県を通じて供給した企業等からの寄付物資を含む。

(3) 都道府県外避難の状況

(年 月 日現在)

避難先	避難元	都道府県			合計		
		世帯	人	世帯	人	世帯	人
関西広域連合	滋賀県	世帯	人	世帯	人	世帯	人
	京都府	世帯	人	世帯	人	世帯	人
	京都市	世帯	人	世帯	人	世帯	人
	大阪府	世帯	人	世帯	人	世帯	人
	大阪市	世帯	人	世帯	人	世帯	人
構成団体	堺市	世帯	人	世帯	人	世帯	人
	兵庫県	世帯	人	世帯	人	世帯	人
	神戸市	世帯	人	世帯	人	世帯	人
連携県	和歌山県	世帯	人	世帯	人	世帯	人
	徳島県	世帯	人	世帯	人	世帯	人
	福井県	世帯	人	世帯	人	世帯	人
	三重県	世帯	人	世帯	人	世帯	人
	奈良県	世帯	人	世帯	人	世帯	人
鳥取県	世帯	人	世帯	人	世帯	人	
合計	世帯	人	世帯	人	世帯	人	

各府県市が把握している数値を計上した。

(様式7)

被災市町村で確保できる必要物資・資機材

市町村名	確保可能物資													確保可能資機材			その他
	衣類	食糧	水	トイレ	入浴	生活必需品	生理用品	紙おむつ	粉ミルク	薬品	発電機	毛布	ブルーシート	人命救助システム	災害対策用ポート	給水車	
合計																	

(様式8)

被災市町村必要物資(品目・数量等)算出表

市町村名	必要物資												必要資機材			その他	
	衣類	食糧	水	トイレ	入浴	生活必需品	生理用品	紙おむつ	粉ミルク	薬品	発電機	毛布	ブルーシート	人命救助システム	災害対策用ポート		給水車
合計																	

(様式9)

広域防災拠点の開設、被害状況確認

拠 点 名	連 絡 先	拠点施設の被害状況

以上 府県施設

拠 点 名	連 絡 先	拠点施設の被害状況

以上民間施設 (物流システム協議会の民間物流事業者一覧 資料編 P33~44 参照)

(様式 10)

広域防災拠点 供給可能物資・資機材備蓄状況の確認表

拠 点 名		被 災 者 用 物 資					救助用資機材	
		食糧 (アルファ化米)	毛布	ブルー シート	仮設 トイレ	仮設風呂	テント	人命救助 システム
広 域 防 災 拠 点								
合 計								

(上段には通常備蓄している数量を記載、下段には供給可能数量を記載する。)

(様式 11)

広域防災拠点の開設指示表

府県広域防災拠点

区 分	開設指示、 依頼時刻	相手方 (所属・役職・氏名)	開設予定 時 刻	開設時刻
広 域 防 災 拠 点				

民間の物資拠点

区 分	開設指示、 依頼時刻	相手方 (所属・役職・氏名)	開設予定 時 刻	開設時刻
民 間 の 物 資 拠 点				

(様式13)

受入物資管理票

(控) 広域防災拠点担当		調達・義援
(副) 広域防災拠点担当		調達・義援
受入担当	搬入業者	調達・義援
(正) 広域防災拠点担当 受入担当		
受入物資管理票		
処理番号	府県	本部 第 号
品 目		
数 量	情 報	
	実数	
荷 造 り 者		
搬 入 業 者		
車 両 ナ ン バ ー		
搬 入 者		
処 理 欄		
受入れ日時	平成 年 月 日 時 分	
受入担当者		
証 明 欄		
上記のとおり受入をしたので、これを証明します。		
府 県	広域防災拠点長	(公印省略)
(MEMO)		

(様式14)

入 出 管 理 簿

番号	月 日	入所時刻	車両ナンバー	搬入出者	品目	退所時刻

搬出車両については、番号欄を で囲み、搬入車両と区別する。

(様式17)

義援物資受付簿

番号	月 日	時刻	荷送り者	住 所	品 目	数量	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							

(様式18)

払出物資管理票

(控) 広域防災拠点担当		調整・義援				
(副) 広域防災拠点担当		調整・義援 払出担当 搬出業者				
(正) 広域防災拠点担当		調整・義援 払出担当 広域防災拠点担当				
払出物資管理票						
処理番号	府県	本部	第	号		
品目						
数量						
配布市町村						
搬出業者						
車両ナンバー						
搬出者						
処 理 欄						
払出し日時	平成	年	月	日	時	分
払出担当者		受領者	(市町村)			
			(搬出業者)			
証 明 欄						
上記のとおり払出しをしたので、これを証明します。						
府県	広域防災拠点長	(公印省略)				
(MEMO)						

(様式 19)

流通備蓄の把握状況表

区分	所管・連絡先	非常食	弁当	飲料水		
食料品	課					
飲料水						
そのほか 物資						
医薬品						
福祉関係 機器						
計						

災害時における物資提供に関する応援協定に基づく流通備蓄物資の調達状況を把握するため、各調達物資について内容を記載する。

